

第 部 自治体アンケート調査結果

1 調査の回収状況

市町村回答数 927件 53.7%

市町村の回答率が50%程度というのが、調査時間が2カ月程度と短かったこともあるが、目標としていた70%に達しなかった点については、市町村の意識が問われるところではないかと考える。

都道府県別の回答数

都道府県名	市町村数	回収数	都道府県名	市町村数	回収数
北海道	179	106	滋賀県	19	6
青森県	40	30	京都府	26	18
岩手県	34	19	大阪府	43	27
宮城県	35	18	兵庫県	41	29
秋田県	25	18	奈良県	39	0
山形県	35	18	和歌山県	30	22
福島県	59	13	鳥取県	19	6
茨城県	44	32	島根県	21	0
栃木県	27	17	岡山県	27	11
群馬県	35	13	広島県	23	23
埼玉県	64	40	山口県	19	13
千葉県	54	37	徳島県	24	5
東京都	39	34	香川県	17	12
神奈川県	33	20	愛媛県	20	16
新潟県	30	9	高知県	34	9
富山県	15	8	福岡県	60	36
石川県	19	15	佐賀県	20	11
福井県	17	16	長崎県	21	8
山梨県	27	14	熊本県	45	15
長野県	77	32	大分県	18	6
岐阜県	42	26	宮崎県	26	10
静岡県	35	19	鹿児島県	43	27
愛知県	57	39	沖縄県	41	15
三重県	29	9	合計	1727	927

2 障害者の状況について

平成22年4月1日現在の「障害者手帳所持者」の状況

市町村の人口	障害者の総数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
83,703,374	4,141,005	3,235,139	518,043	387,823

(無回答:13件)

平成22年4月1日現在の移動支援に関する受給者証交付数の状況

受給者証の発行数は、地域において相関性がみられる。

全体	視覚障害者数	肢体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
373,050	36,734	149,808	145,924	40,584

(無回答:63件、無効回答:視覚障害 17件、肢体障害 17件、知的障害 3件、精神障害 3件)

障害者の年齢状況

障害別の年齢層が違ふことで、それぞれのニーズが異なるといえる。

年齢が低い場合、社会参加を行う時には本人より家族が制度を利用することが多いと考えられる。これに反して視覚障害者のように高齢の場合は、制度の利用に対して「控え目」になることが多いと考えられる。このことから年齢の相違が制度利用上、支給時間の使用率に関して影響しているものと考えられる。

	視覚障害者数	肢体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
18歳未満	1,493	13,882	59,317	1,998
18歳以上65歳未満	36,394	216,361	137,459	78,830
65歳以上	42,909	235,570	9,995	19,303
合計	80,796	465,813	206,771	100,131

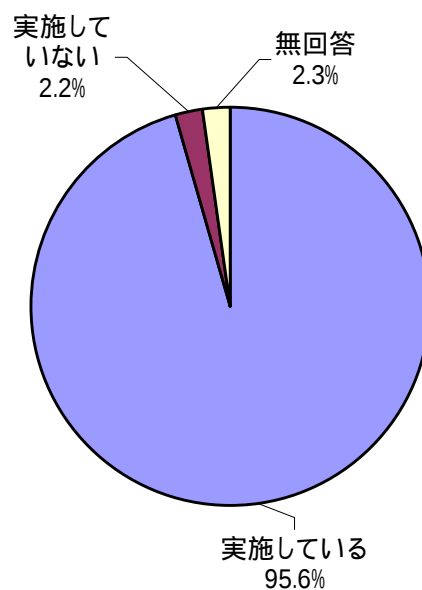
(無回答:44件、無効回答:視覚障害 54件、肢体障害 57件、知的障害 42件、精神障害 42件)

3 自立支援法地域生活支援事業に基づく移動支援事業の状況

問4 市町村（特別区を含む）において、自立支援法の地域生活支援事業に基づき、移動支援事業を実施していますか。

「実施していない」、「無回答」は4.5%程度であるが、調査への回答率を勘案すると、このアンケートに答えていない市町村は実施していないと見るのが妥当であると考え。したがって厳しい見方をすれば全国の半数の市町村は「実施していない」に含まれるものと考えてもよいのではないと思われる。

移動支援事業の実施状況

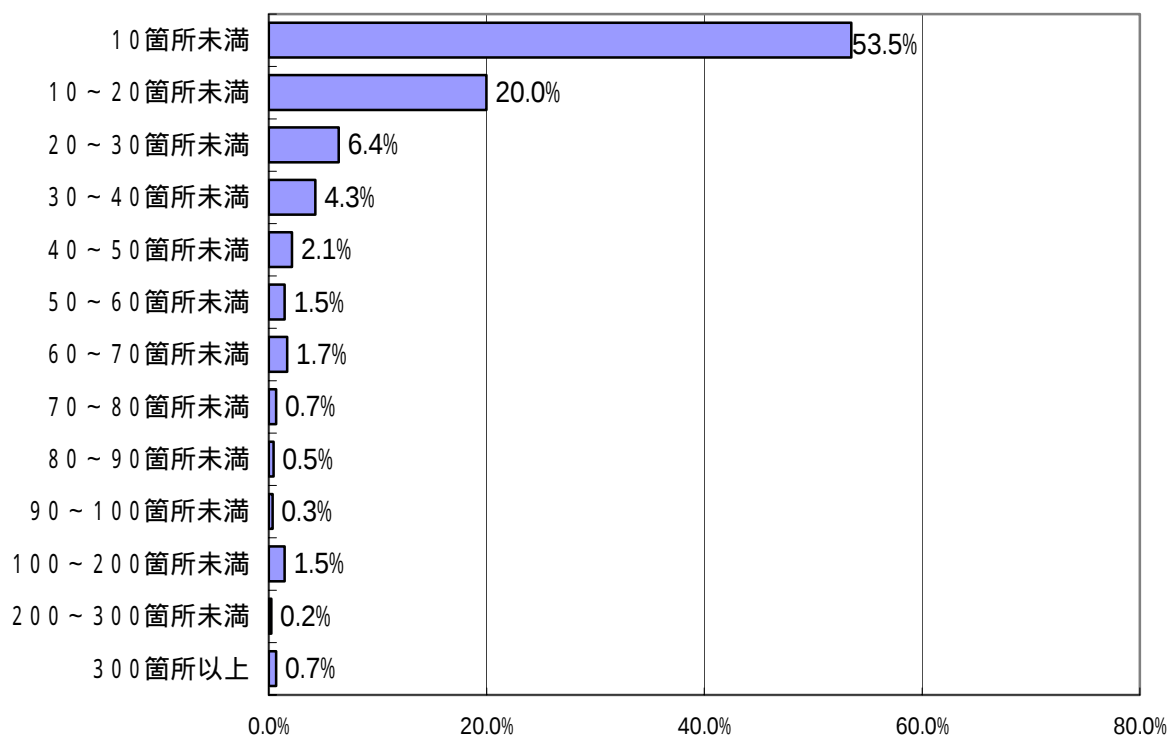


問5 移動支援事業を行っている事業所の数は何ヶ所ですか。

5 - 1 市町村が委託、または登録している事業所は何ヶ所ありますか

各自治体における登録（委託）事業所数をみると、無回答を除く合計827の自治体のうち、事業所数10箇所未満の自治体が474、次いで10～20箇所未満の自治体が177であった。事業所数20箇所未満の自治体が全体の80%弱を占めていることから、数にみる地域間格差は多少読み取れるものの、むしろ無回答と回答した59の自治体数こそが地域間格差の象徴といえる。

	回答数
10箇所未満	474
10～20箇所未満	177
20～30箇所未満	57
30～40箇所未満	38
40～50箇所未満	19
50～60箇所未満	13
60～70箇所未満	15
70～80箇所未満	6
80～90箇所未満	4
90～100箇所未満	3
100～200箇所未満	13
200～300箇所未満	2
300箇所以上	6
無回答	59
合計	886



5 - 2 障害別の状況

各自治体における登録（委託）事業所数の内訳（障害別）をみると、合計 886 の自治体のうち、「無回答」と回答している自治体が視覚で 171、肢体で 138、知的で 105、精神は 219 であった。視覚、精神でみると、無回答が全体で 2 番目に多い数値であり、5 - 1 の回答と比較すると倍以上の数値であることから、設問の内容が複雑になるにつれ無回答率が高く推移していることがわかる。

この結果、回答無しの自治体をどのように評価するかで見方は変わるが、地域間格差に自治体間の能力差という根本的な問題が反映されている可能性がある。

	事業所数			
	視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害
10箇所未満	470	465	489	431
10～20箇所未満	125	152	154	146
20～30箇所未満	45	50	51	38
30～40箇所未満	25	26	30	20
40～50箇所未満	18	17	18	10
50～60箇所未満	7	9	10	5
60～70箇所未満	11	13	9	6
70～80箇所未満	2	2	2	2
80～90箇所未満	0	2	4	0
90～100箇所未満	3	3	4	0
100～200箇所未満	5	5	5	6
200～300箇所未満	2	2	2	2
300箇所以上	2	2	3	1
無回答	171	138	105	219
合計	886	886	886	886

上記の結果は移動支援全般を表している数字であって、「視覚障害者の移動支援」をサービス内容に掲げているが、実質的に行っている事業所数はもっと少ないと考えられる。

問 6 障害者の移動支援について。

6 - 1 移動支援従事者の資格を設けていますか

ヘルパー 2 級で支援を認めているところがある。

履修内容には「視覚障害者への情報提供」が含まれていない。期限を設け、講習の機会を提供するとともに身分を補償すべきである。

特に設けていないところが全体の 35% という数字は予想以上に多かった。

安全かつ快適に移動支援のできるヘルパーのスキルは、貴重なもので、まして同行援護では適切な情報提供がなされるべきであるとする。

	回答数				比率			
	視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害	視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害
	98	101	102	93	11.1%	11.4%	11.5%	10.5%
	153	154	157	139	17.3%	17.4%	17.7%	15.7%
	332	317	296	237	37.5%	35.8%	33.4%	26.7%
	204	230	300	286	23.0%	26.0%	33.9%	32.3%
	248	273	336	320	28.0%	30.8%	37.9%	36.1%
	123	141	174	167	13.9%	15.9%	19.6%	18.8%
	107	113	169	158	12.1%	12.8%	19.1%	17.8%
	90	110	112	111	10.2%	12.4%	12.6%	12.5%
	312	330	336	328	35.2%	37.2%	37.9%	37.0%
無回答	130	124	122	156	14.7%	14.0%	13.8%	17.6%
合計	1797	1893	2104	1995	-	-	-	-
n	886	886	886	886				

知事証明(みなし資格:平成15年3月以前に従事した者)

移動支援従業者(平成15年4月以降18年3月までの厚生大臣が認めている大臣告示第110号の者)

従来の視覚障害外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従事者養成研修、

知的障害者外出介護従事者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修を終了した者
介護福祉士

居宅介護従事者養成研修1、2級課程修了者

介護職員基礎研修の修了者

従来の行動援護従事者養成研修修了者

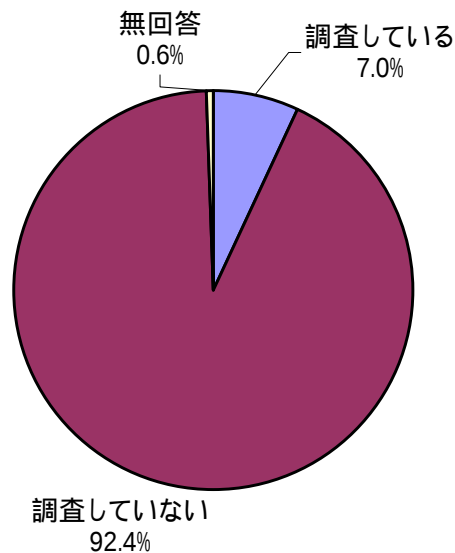
上記以外の資格を所持している者

特に設けていない

6 - 2 各事業所における移動支援事業への従事者（ガイドヘルパー）の人数を年に一度、調査していますか

ガイドヘルパーの人数を把握していないということは、需要に対してどれだけ供給が可能か判断できるのであろうか。多くのガイドヘルパーが養成されているにもかかわらずその実態が把握されていないのは制度設計上困難があると言わざるを得ない。

移動支援事業への従事者（ガイドヘルパー）の人数の調査実施状況



問 7 支給時間について（平成 22 年 8 月時点）

支給決定人数、支給時間が少ないうえに、更に利用時間も少ない。季節的要因、年齢的要因が考えられる。

当事者団体の働きかけが必要と思われる。

支給時間は、利用者のニーズに即し制限をしてはならないものであるが、実際にはその疑いを払拭できないのである。

支給時間を利用できる支援体制が整わなければならないと考える。

7 - 1 障害者で移動支援事業の支給決定を受けている人数

（平成 22 年 8 月 1 日）

	回答数				比 率			
	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害
	回答数	回答数	回答数	回答数	比率	比率	比率	比率
10人未満	372	377	274	353	42.0%	42.6%	30.9%	39.8%
10～20人未満	104	121	111	38	11.7%	13.7%	12.5%	4.3%
20～30人未満	56	44	72	15	6.3%	5.0%	8.1%	1.7%
30～40人未満	15	29	46	12	1.7%	3.3%	5.2%	1.4%
40～50人未満	23	23	35	7	2.6%	2.6%	4.0%	0.8%
50～60人未満	9	7	13	4	1.0%	0.8%	1.5%	0.5%
60～70人未満	7	13	15	1	0.8%	1.5%	1.7%	0.1%
70～80人未満	5	8	18	5	0.6%	0.9%	2.0%	0.6%
80～90人未満	6	10	13	2	0.7%	1.1%	1.5%	0.2%
90～100人未満	4	6	10	1	0.5%	0.7%	1.1%	0.1%
100～200人未満	28	20	62	2	3.2%	2.3%	7.0%	0.2%
200～300人未満	6	12	18	0	0.7%	1.4%	2.0%	0.0%
300人以上	8	13	48	3	0.9%	1.5%	5.4%	0.3%
無回答	243	203	151	443	27.4%	22.9%	17.0%	50.0%
合計	886	886	886	886	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
n	886	886	886	886				

7 - 2 支給決定時間

	回答数			
	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害
10時間未満	23	22	21	35
10～20時間未満	36	44	35	70
20～30時間未満	39	54	29	61
30～40時間未満	36	40	22	28
40～50時間未満	23	23	15	28
50～60時間未満	18	18	14	15
60～70時間未満	30	16	20	14
70～80時間未満	15	16	11	10
80～90時間未満	19	20	11	9
90～100時間未満	18	18	20	8
100～200時間未満	85	93	77	53
200～300時間未満	45	41	54	18
300～400時間未満	29	40	29	14
400～500時間未満	20	27	39	8
500～1000時間未満	21	19	16	4
1000～2000時間未満	67	77	124	19
2000～3000時間未満	18	15	40	3
3000～4000時間未満	13	8	16	2
4000～5000時間未満	6	5	15	1
5000～6000時間未満	6	4	8	0
6000～7000時間未満	6	3	10	0
7000～8000時間未満	2	3	4	0
8000～9000時間未満	2	5	3	0
9000～10000時間未満	0	1	2	0
10000時間以上	7	9	30	3
無回答	302	265	221	483
合計	886	886	886	886

各団体における月単位の決定時間の合計であり、利用者ひとりあたりの平均的な利用時間を示すものではない。

7 - 3 障害別移動支援事業利用時間

	回答数			
	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害
10時間未満	106	106	104	117
10～20時間未満	85	87	69	61
20～30時間未満	54	67	48	31
30～40時間未満	37	38	33	10
40～50時間未満	21	33	32	24
50～60時間未満	25	19	20	12
60～70時間未満	17	18	18	7
70～80時間未満	15	12	15	2
80～90時間未満	11	13	12	4
90～100時間未満	10	5	20	5
100～200時間未満	57	73	83	17
200～300時間未満	32	29	47	10
300～400時間未満	19	15	29	5
400～500時間未満	9	8	16	2
500～1000時間未満	8	6	11	0
1000～2000時間未満	39	31	73	4
2000～3000時間未満	6	7	11	1
3000～4000時間未満	7	3	9	1
4000～5000時間未満	1	0	6	0
5000～6000時間未満	0	2	0	0
6000～7000時間未満	1	1	2	0
7000～8000時間未満	3	0	3	0
8000～9000時間未満	0	2	1	0
9000～10000時間未満	1	0	0	1
10000時間以上	2	4	9	0
無回答	320	307	215	572
合計	886	886	886	886

各団体における月単位の決定時間の合計であり、利用者ひとりあたりの平均的な利用時間を示すものではない。

問 8 移動支援事業について。

利用時間、行き先を制限することは人権上行動制限をかけるもので許されるべきものではない。事業所は消費者ニーズを反映すべきであると考える。

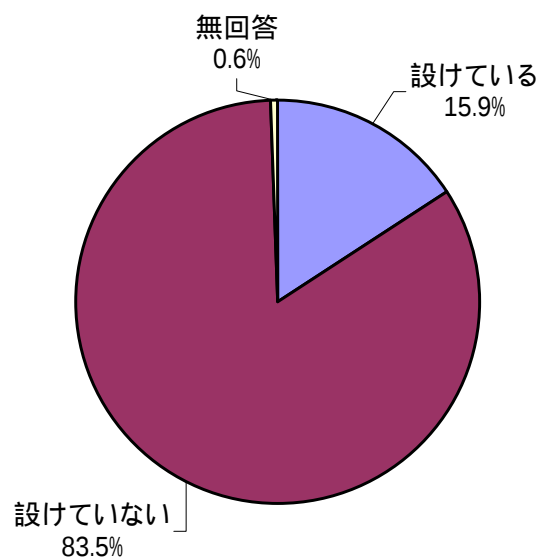
隣接する都道府県をまたいで移動することも多く、これを認めていない市町村は社会参加をどのように捕らえているのか疑問である。

要綱に即した移動支援の事業を展開すべきである。

行政側で制限を設けていない場合であっても、事業者の都合により、実際の利用時間が制限されることがある。

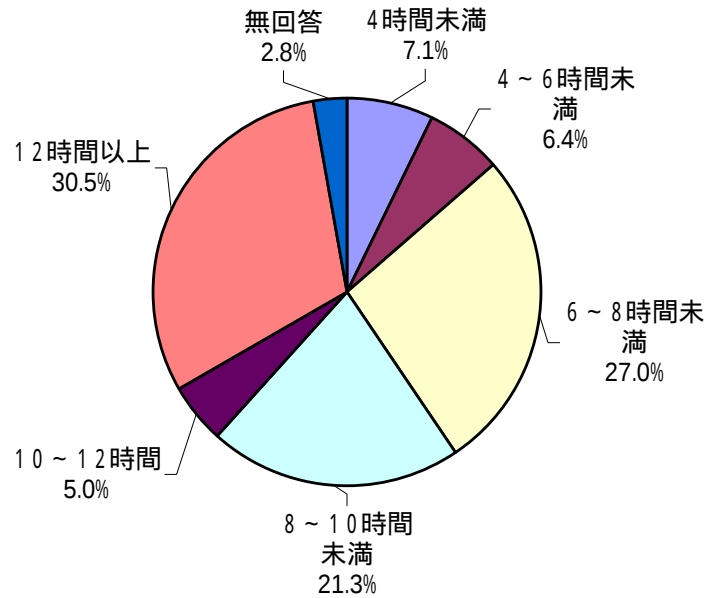
8 - 1 1日の利用時間に制限を設けていますか

8 - 1 1日の利用時間の制限設定



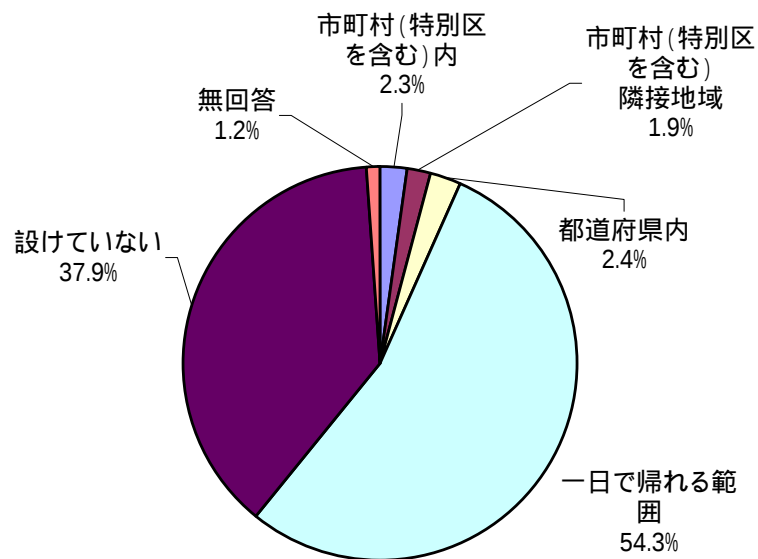
8 - 2 設けている場合、次のどれに該当しますか

8 - 2 設けている場合の時間帯



8 - 3 行き先の制限はありますか

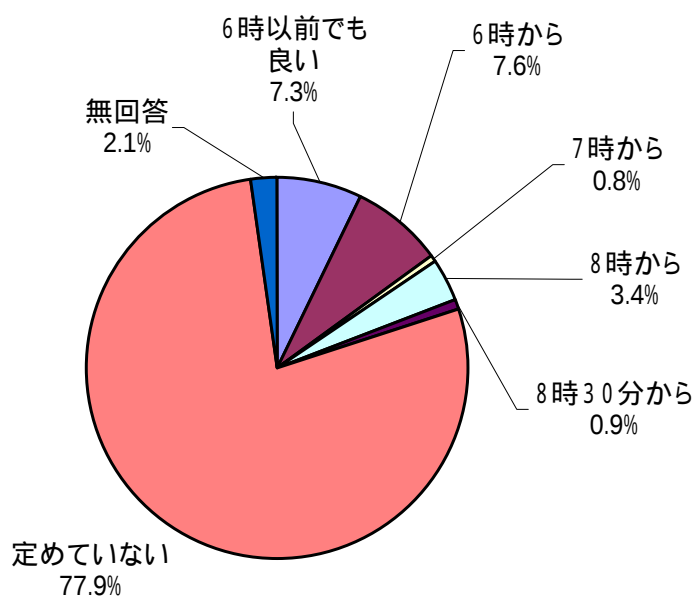
8 - 3 行き先の制限



8 - 4 利用時間帯について

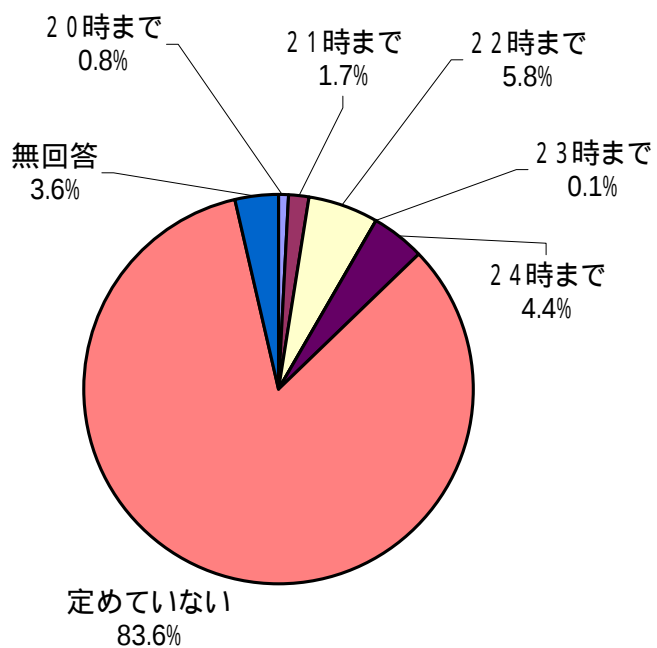
8 - 4 - 1 早朝の派遣について

8 - 4 - 1 早朝の派遣について

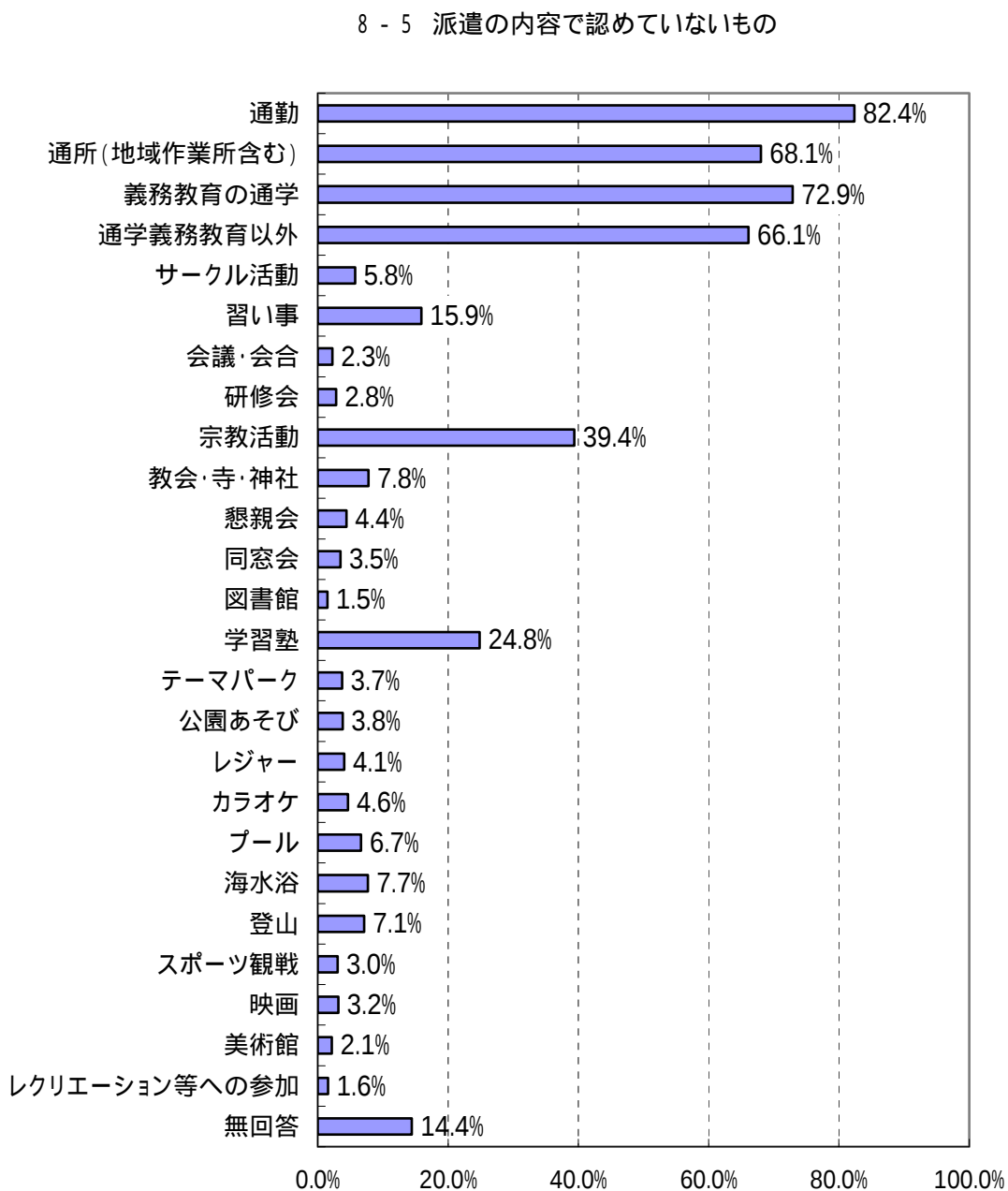


8 - 4 - 2 深夜の派遣について

8 - 4 - 2 深夜の派遣について



8 - 5 派遣の内容で認めていないもの

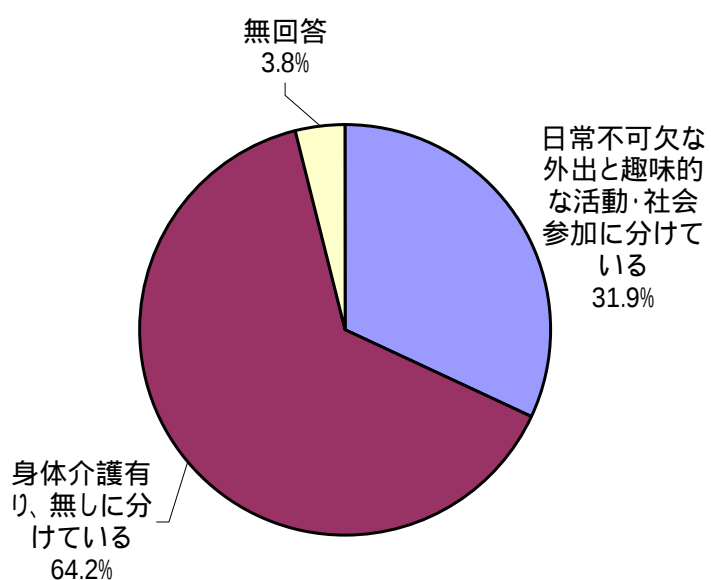


問9 利用料金について。

9 - 1 利用料金の区分はどれですか

利用料金の区分をみると、全体に対し「身体介護有り、無しに分けている」自治体が64.2%、「日常不可欠な外出と趣味的な活動・社会参加に分けている」自治体が31.9%であった。この結果から、2つの異なる基準の移動支援事業が、地域で混在していることがわかる。2つの異なる基準の並立が、報酬、利用者負担、支給決定量等の地域間格差をもたらす要因の一つであると考えられる。

9 - 1 利用料金の区分



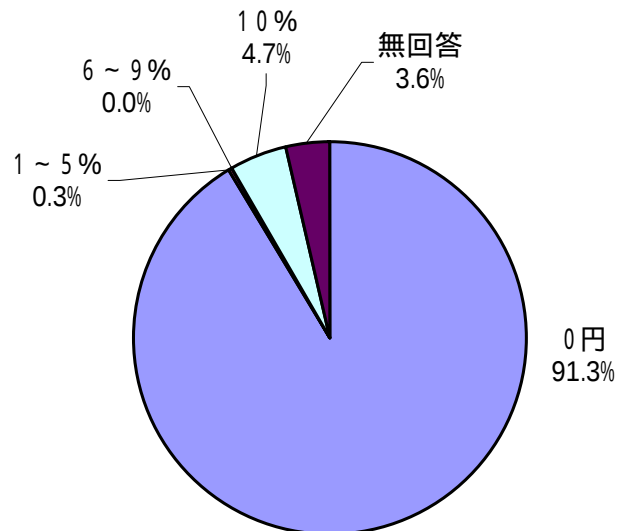
9 - 2 日常不可欠な外出等の利用料金はどうなっていますか

9 - 2 - 1 生活保護世帯

生活保護世帯の利用者負担をみると、全体に対し定率負担を課している自治体が5%であった。

介護給付事業、訓練等給付事業では、現在は国の特例対策や緊急支援の成果により利用者負担の軽減が図られていることを考えると、上限月額管理の実施を別にすれば、自治体間の財政格差等が利用者負担における地域間格差をもたらす要因の一つと考えられる。

9 - 2 - 1 生活保護世帯

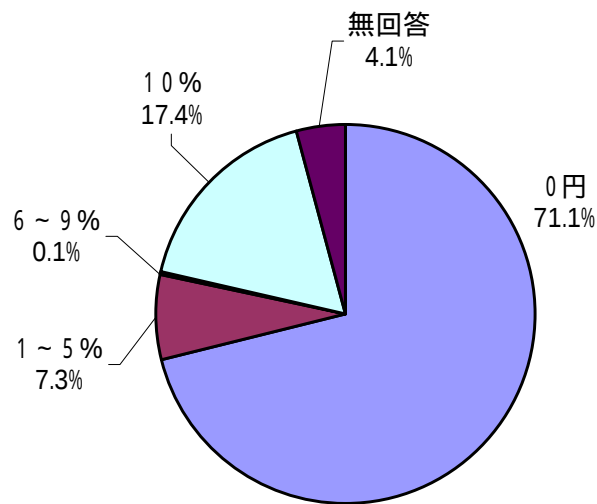


9 - 2 - 2 市町村民税非課税世帯

非課税世帯の利用者負担をみると、全体に対し定率負担を課している自治体が24.8%であった。9 - 2 - 1の回答率と比較すると5倍近い伸びである。

低所得者に対する所得保証の認識の差が利用者負担にみる地域間格差をもたらす要因の一つと考えられる。

9 - 2 - 2 市町村税非課税世帯

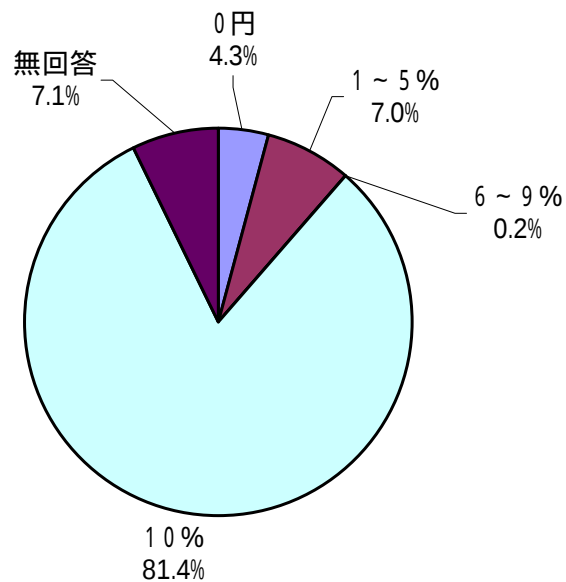


9 - 2 - 3 課税世帯

課税世帯の利用者負担をみると、全体に対し定率負担を課さない自治体が4.3%であった。この結果から、4.3%の自治体は経済的な理由でサービスの利用が滞ることのないよう減免措置を実施していることがわかる。

一方で、88.6%の自治体が定率負担を課している現状を鑑みると、制度の普遍化という観点と別の観点から利用者負担の設定を行っている自治体が地域で混在していることは、地域間格差の表れといえる。

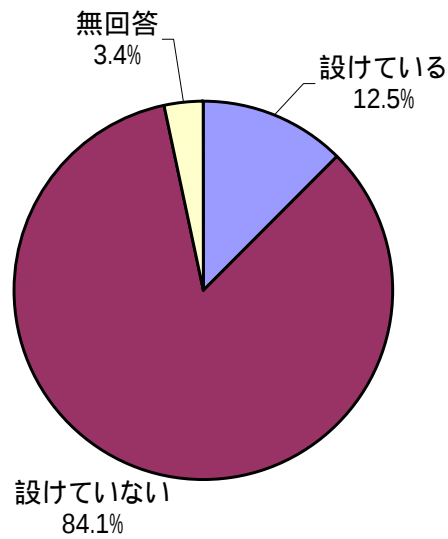
9 - 2 - 3 課税世帯



9 - 2 - 4 所得制限

所得制限について、所得要件を設けている自治体は全体の１２．５％であった。介護給付事業、訓練等給付事業では所得制限がないことを鑑みると、自立支援給付事業と地域生活支援事業の整合性の観点も含め、自治体間のサービス保証の認識の違いが地域間格差を生んでいる要因の一つと考えられる。

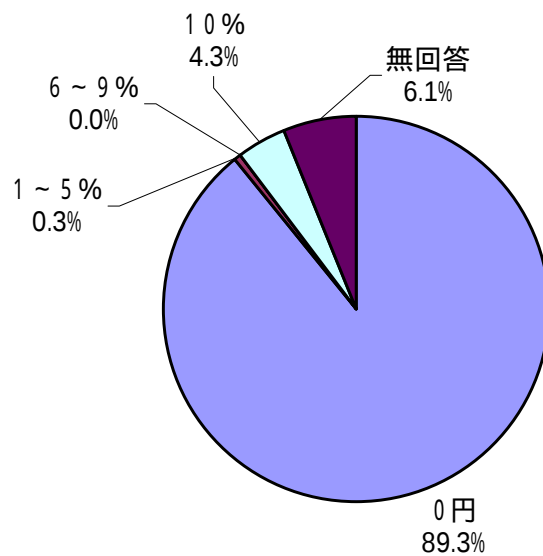
9 - 2 - 4 所得制限



9 - 3 趣味的な活動・社会参加のための活動等の利用料金について

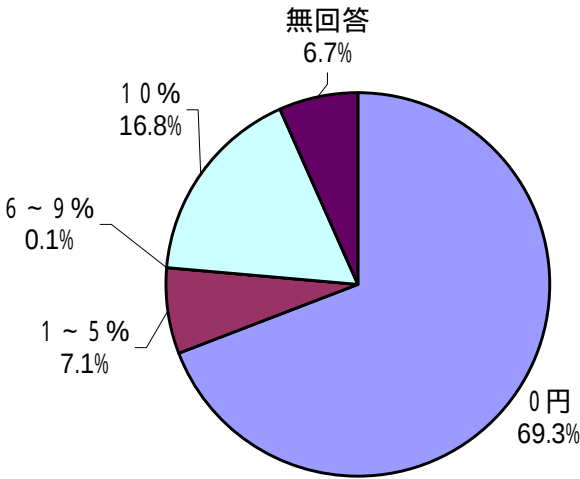
9 - 3 - 1 生活保護世帯

9 - 3 - 1 生活保護世帯



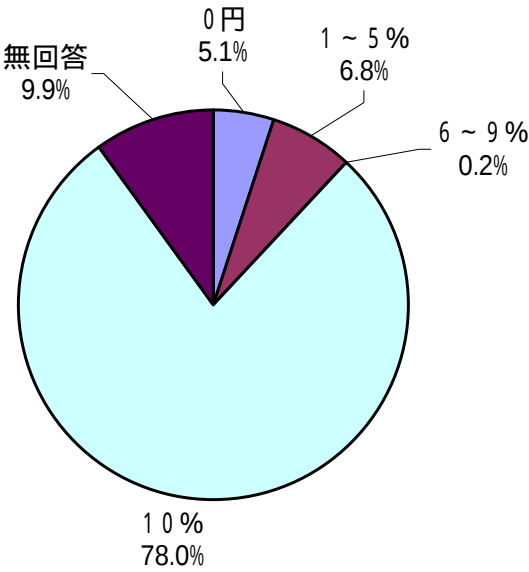
9 - 3 - 2 市町村民税非課税世帯

9 - 3 - 2 市町村税非課税世帯



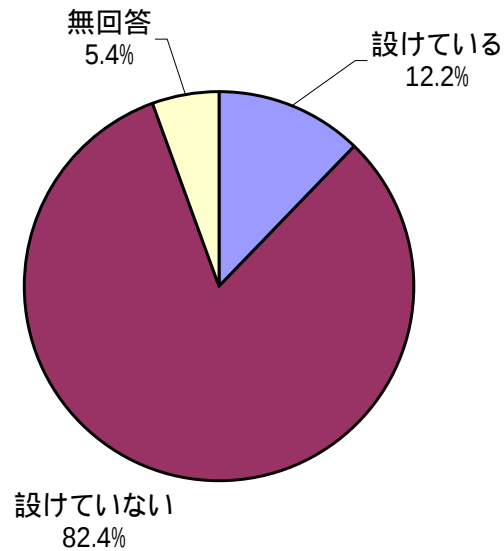
9 - 3 - 3 課税世帯

9 - 3 - 3 課税世帯



9 - 3 - 4 所得制限

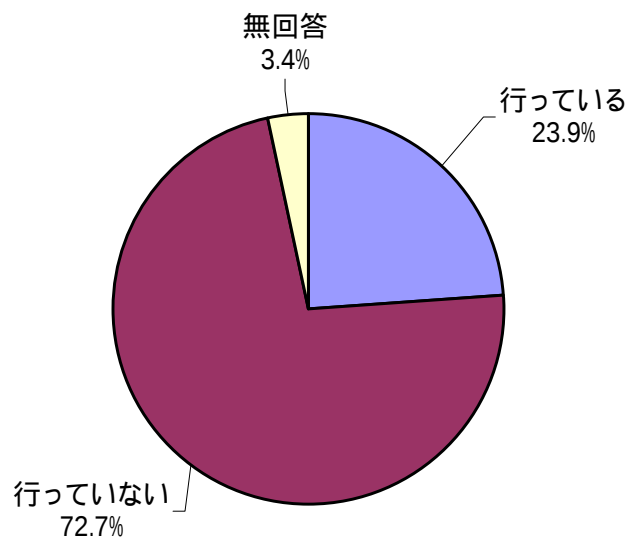
9 - 3 - 4 所得制限



9 - 4 介護給付等と上限管理はしていますか

上限管理の実施については、全体に対し未実施の自治体が72.7%を占めた。移動支援の前行サービスが居宅介護の一サービスであったことを鑑みると、従前保証に捉われることなく全体の約8割の自治体が独自の減免措置を講じていることが推測できる。このことは、減免措置の実施、未実施に留まらず、各自治体の独自減免が地域間格差の域を更に広げているものと考えられる

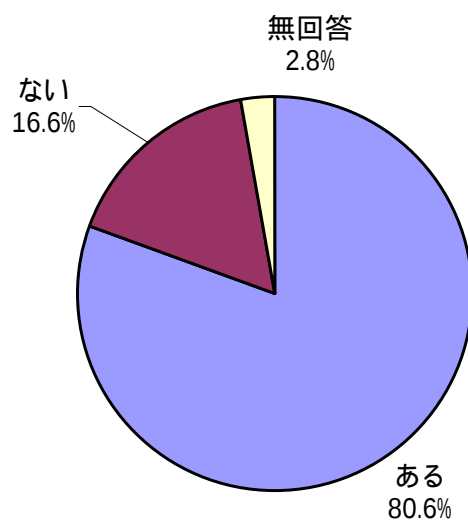
9 - 4 介護給付等と上限管理



問 1 0 その他。

1 0 - 1 身体介護付き等の区分はありますか

1 0 - 1 身体介護付き等の区分



1 0 - 2 利用者負担額について

1 時間あたりの平均単価

	1.0 h	1.5 h	2.0 h	2.5 h	3.0 h	3.5 h	4.0 h	4.5 h	5.0 h
基本額1	1,768	2,578	3,312	4,061	4,787	5,518	6,249	6,930	7,664
基本額2	3,769	5,447	6,314	7,183	8,018	8,858	9,678	10,515	11,333

	5.5 h	6.0 h	6.5 h	7.0 h	7.5 h	8.0 h	8.5 h	9.0 h	9.5 h
基本額1	8,405	9,122	9,855	10,567	11,311	12,014	12,751	13,457	14,207
基本額2	12,176	12,998	13,848	14,669	15,501	16,323	17,151	17,938	18,782

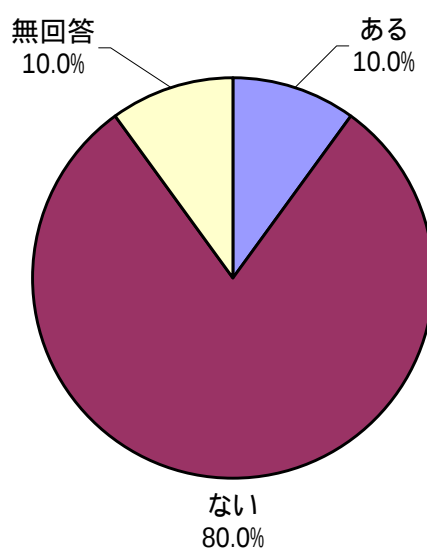
	10.0 h	10.5 h	11.0 h	11.5 h	12.0 h	12.5 h	13.0 h
基本額1	14,915	15,609	16,332	17,082	17,787	18,464	19,214
基本額2	19,605	20,327	21,196	22,017	22,836	23,560	24,424

4 自立支援法地域生活支援事業に基づく移動支援事業を行っていない市町村の状況

問 1 1 自立支援給付になった場合。

1 1 - 1 市町村内の障害者から移動支援事業の実施に関して要望がありますか

1 1 - 1 移動支援事業の実施に関しての要望

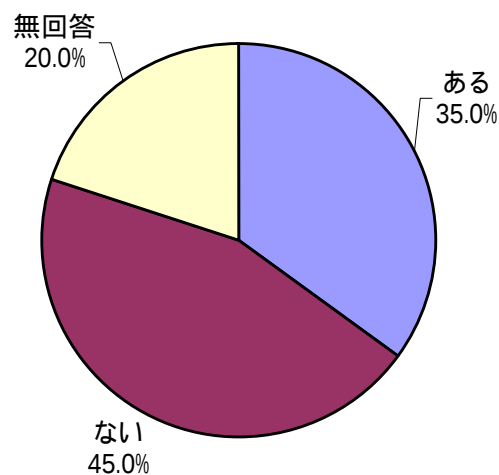


1 1 - 2 今後、障害者の移動支援事業を実施する予定はありますか

同行援護が実施された場合義務的経費からの支出になるため、移動支援を同行援護にシフトするのではないかと考えられる。実施する予定がない45%と無回答の20%については同行援護ののち移動支援を残さないと考えるのが妥当である。

同行援護が全てのサービスを網羅しているのであればシフトは有効であるが、網羅していないのであれば移動支援でフォローすることを考えておく必要がある。

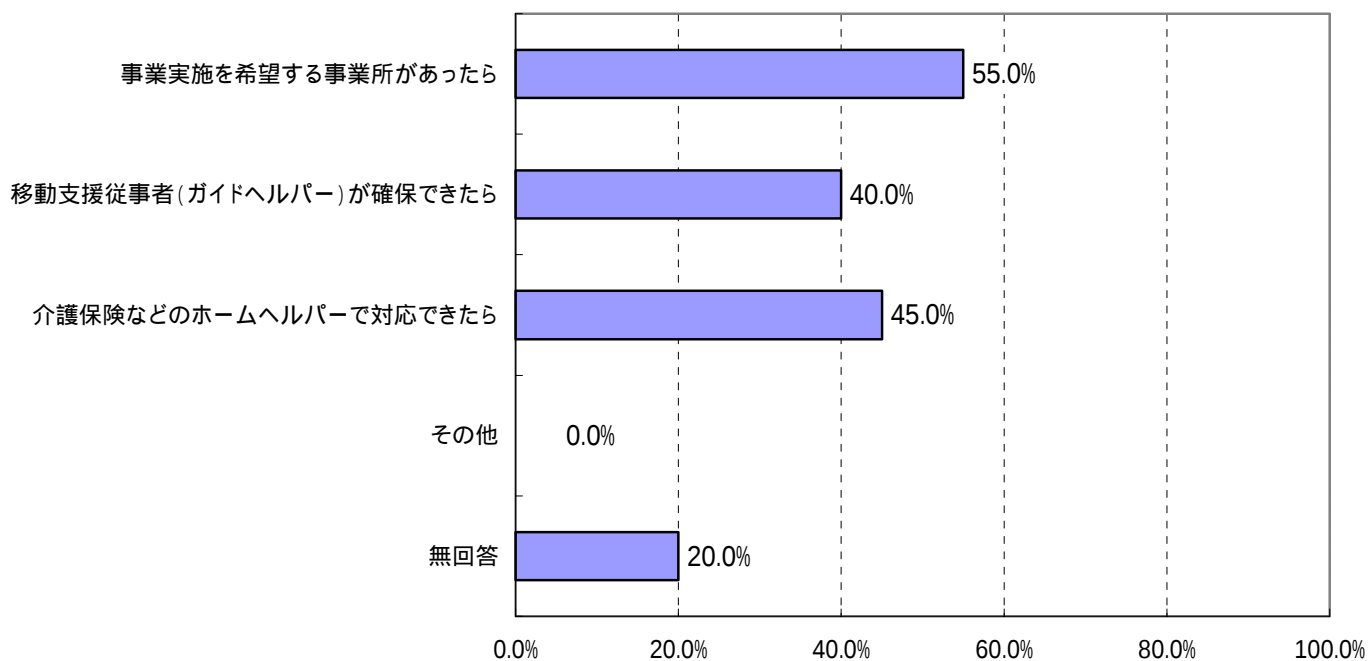
1 1 - 2 移動支援事業の実施予定



1 1 - 3 国の制度になった場合、実施するための課題は何ですか

1 1 - 2、1 1 - 3において無回答率が同じということは、「同行援護」の内容等を知らないと思われる為、回答できないのではないかと考える。

1 1 - 3 国の制度になった場合、実施するための課題

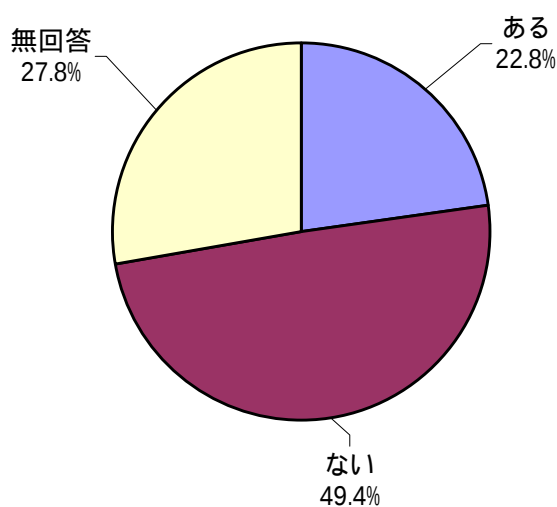


5 全ての市町村にお尋ねします

1 2 - 1 市町村内に、障害者の移動を援助している団体・組織はありますか

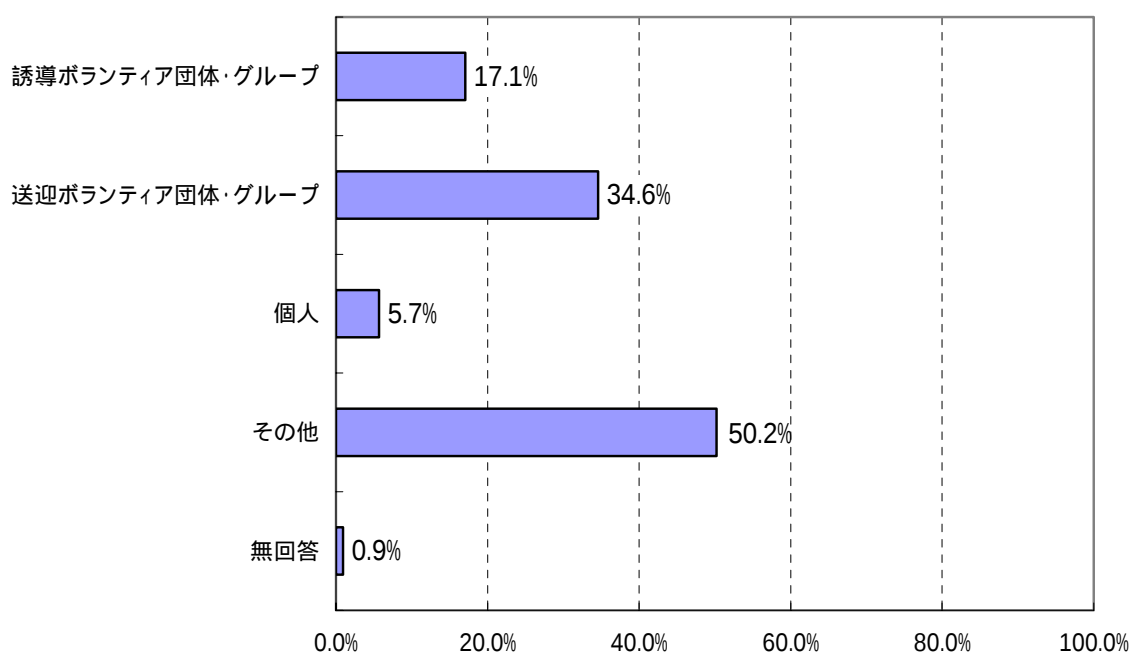
現状において自立支援法の移動支援では支援できない部分を、柔軟に補う団体の評価は重要であるとする。

1 2 - 1 市町村内に、障害者の移動を援助している団体・組織の有無



1 2 - 2 その団体、組織はなんですか

1 2 - 2 その団体・組織は

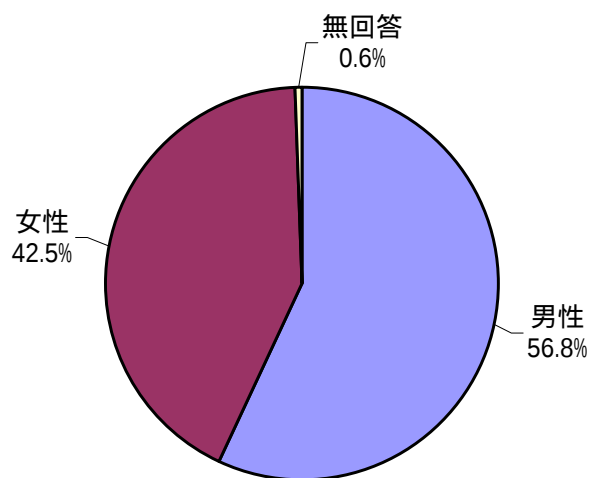


第二部 当事者アンケート調査結果

問 1 基本調査。

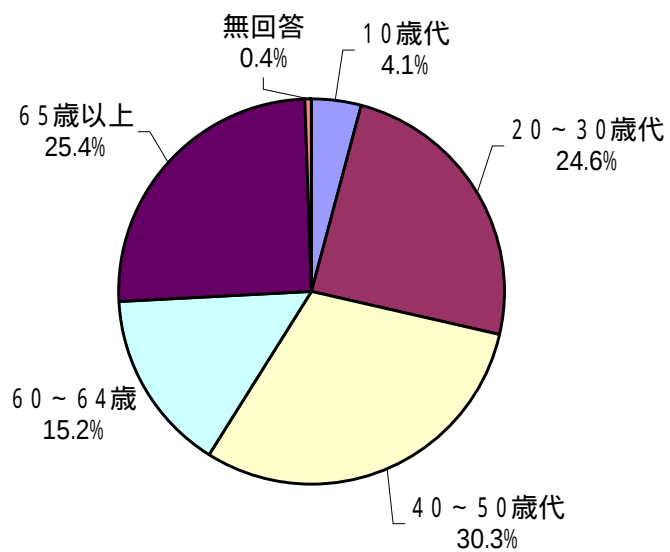
1 - 1 性別

1 - 1 性別



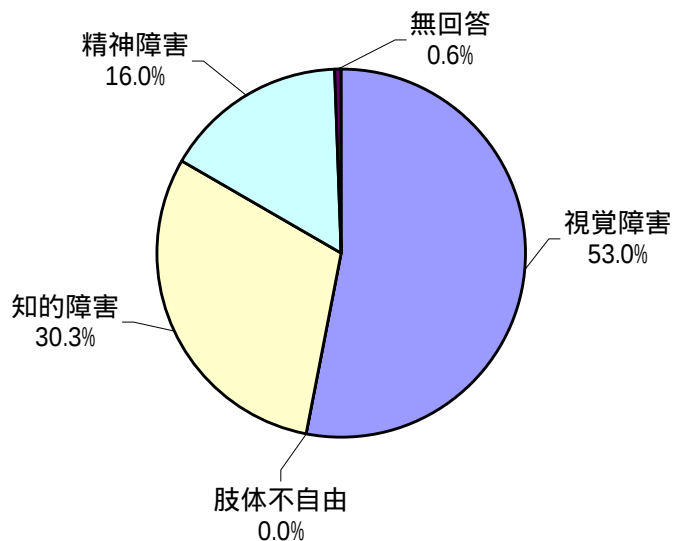
1 - 2 年齢

1 - 2 年齢



1 - 3 障害状況

1 - 3 障害状況

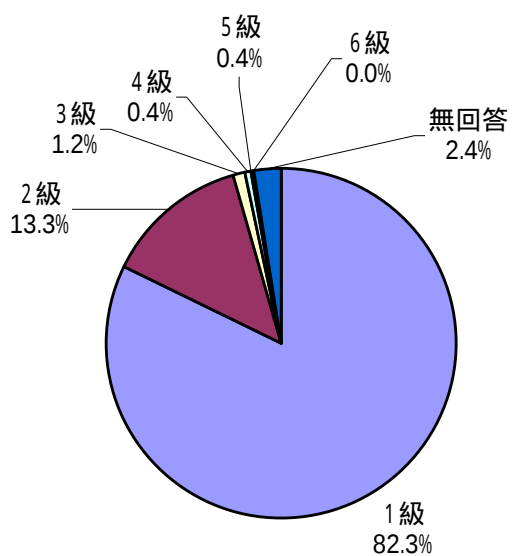


1 - 4 障害の程度（等級など）

視覚障害

	回答数	比率
1級	204	82.3%
2級	33	13.3%
3級	3	1.2%
4級	1	0.4%
5級	1	0.4%
6級	0	0.0%
無回答	6	2.4%
合計	248	100.0%

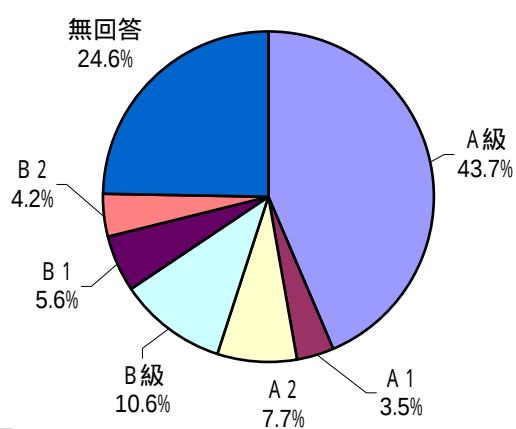
1 - 4 障害の程度（等級） 視覚障害



知的障害

	回答数	比率
A 級	62	43.7%
A 1	5	3.5%
A 2	11	7.7%
B 級	15	10.6%
B 1	8	5.6%
B 2	6	4.2%
無回答	35	24.6%
合計	142	100.0%

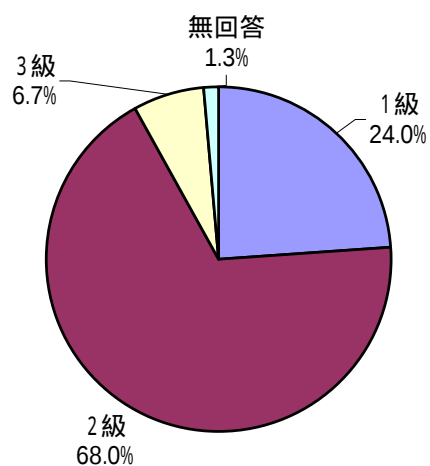
1 - 4 障害の程度(等級) 知的障害



精神障害

	回答数	比率
1 級	18	24.0%
2 級	51	68.0%
3 級	5	6.7%
無回答	1	1.3%
合計	75	100.0%

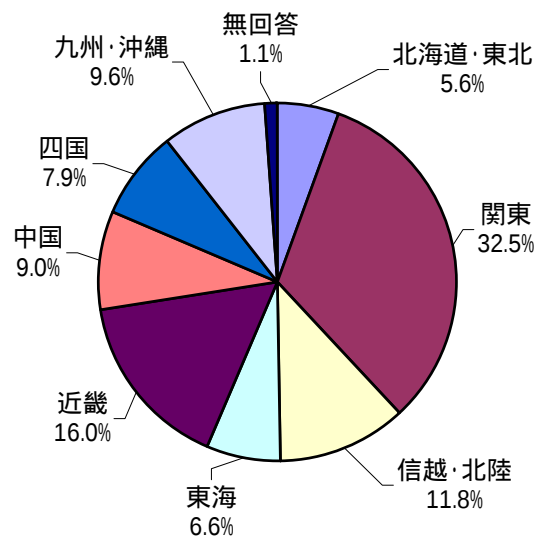
1 - 4 障害の程度(等級) 精神障害



1 - 5 お住まいの都道府県

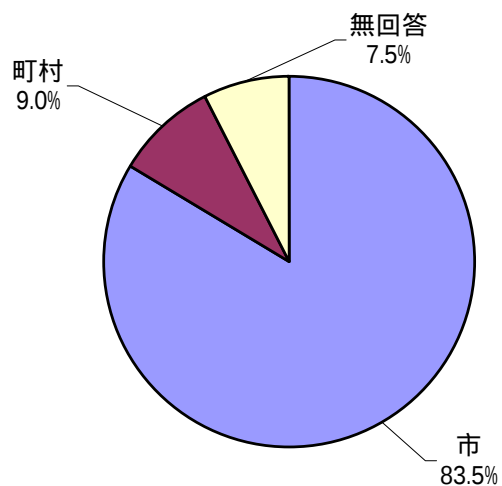
都道府県	回答数	比率	都道府県	回答数	比率
北海道	3	0.6%	滋賀県	10	2.1%
青森県	4	0.9%	京都府	1	0.2%
岩手県	0	0.0%	大阪府	10	2.1%
宮城県	10	2.1%	兵庫県	52	11.1%
秋田県	4	0.9%	奈良県	2	0.4%
山形県	3	0.6%	和歌山県	0	0.0%
福島県	2	0.4%	鳥取県	4	0.9%
茨城県	10	2.1%	島根県	15	3.2%
栃木県	15	3.2%	岡山県	2	0.4%
群馬県	9	1.9%	広島県	12	2.6%
埼玉県	6	1.3%	山口県	9	1.9%
千葉県	5	1.1%	徳島県	7	1.5%
東京都	15	3.2%	香川県	13	2.8%
神奈川県	92	19.7%	愛媛県	17	3.6%
新潟県	10	2.1%	高知県	0	0.0%
富山県	24	5.1%	福岡県	13	2.8%
石川県	12	2.6%	佐賀県	5	1.1%
福井県	4	0.9%	長崎県	8	1.7%
山梨県	2	0.4%	熊本県	6	1.3%
長野県	3	0.6%	大分県	1	0.2%
岐阜県	7	1.5%	宮崎県	12	2.6%
静岡県	11	2.4%	鹿児島県	0	0.0%
愛知県	3	0.6%	沖縄県	0	0.0%
三重県	10	2.1%	無回答	5	1.1%
			合計	468	100.0%

(地域)



1 - 6 あなたは市町村のどれに住んでいますか

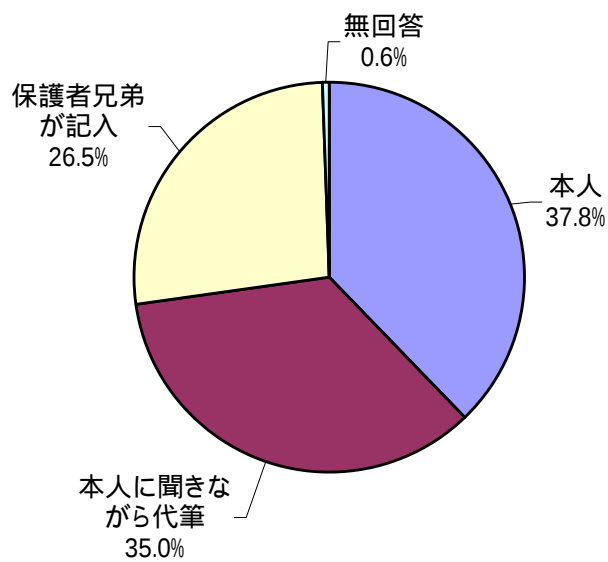
1-6 市町村



1 - 7 アンケートの記載について

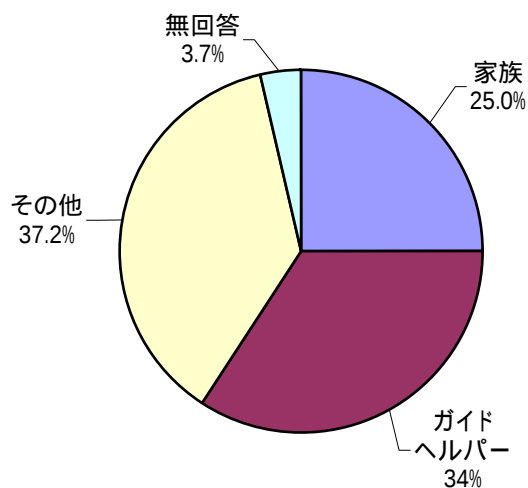
1 - 7 - 1 どなたが記入ですか

1-7-1 記入者



1 - 7 - 2 代筆の場合はどなたですか

1-7-2 代筆の場合の記入者



問2 外出について。

2 - 1 あなたの平成22年8月はどのくらい外出しましたか

8月という季節性から外出目的が影響されているように推察される。視覚障害者に関しては、外出の多い季節（団体活動、余暇活動）や、気候のよい4月、10月の調査も臨まれるところである。

（1）ガイドヘルパーと外出

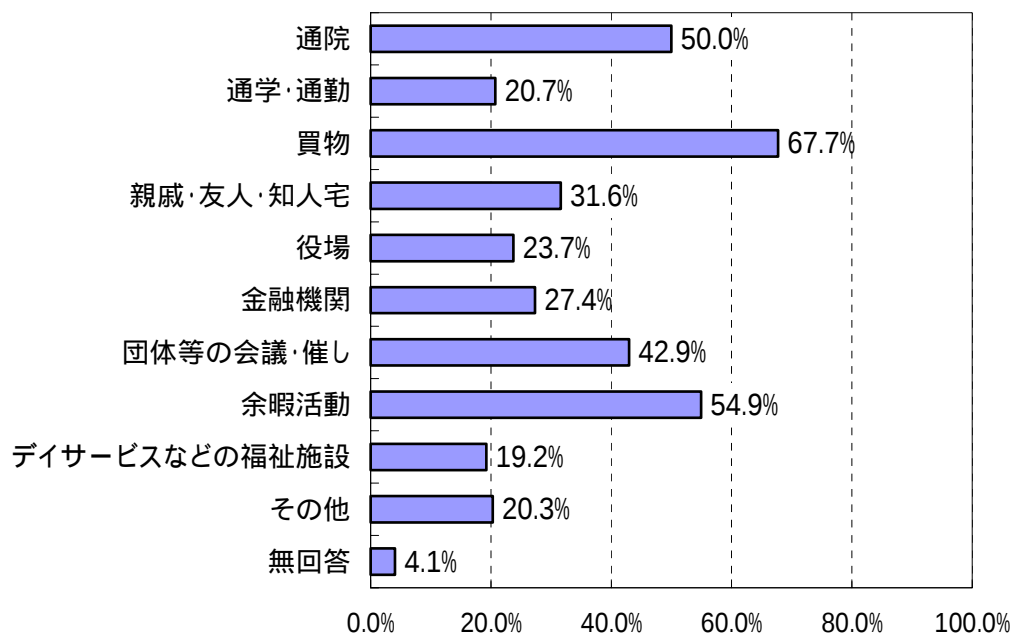
	回答数	比率
10時間未満	87	18.6%
10～20時間未満	53	11.3%
20～30時間未満	35	7.5%
30～40時間未満	24	5.1%
40～50時間未満	19	4.1%
50～60時間未満	7	1.5%
60～70時間未満	6	1.3%
70～80時間未満	9	1.9%
80～90時間未満	4	0.9%
90～100時間未満	1	0.2%
100～200時間未満	5	1.1%
200～300時間未満	0	0.0%
300時間以上	0	0.0%
無回答	218	46.6%
合計	468	100.0%

(2) 総時間数

	回答数	比率
10時間未満	31	6.6%
10～20時間未満	34	7.3%
20～30時間未満	35	7.5%
30～40時間未満	34	7.3%
40～50時間未満	29	6.2%
50～60時間未満	21	4.5%
60～70時間未満	16	3.4%
70～80時間未満	9	1.9%
80～90時間未満	16	3.4%
90～100時間未満	7	1.5%
100～200時間未満	69	14.7%
200～300時間未満	21	4.5%
300時間以上	8	1.7%
無回答	138	29.5%
合計	468	100.0%

2 - 2 平成22年8月の主な外出先・用件について

2 - 2 平成22年8月の主な外出先・用件について



< 障害別の状況 >

	n	合計	通院	通学・通勤	買物	親戚・友人・知人宅	役場	
全体	468	1697	234	97	317	148	111	
			50.0%	20.7%	67.7%	31.6%	23.7%	
視覚障害	248	1036	124	34	171	99	96	
			50.0%	13.7%	69.0%	39.9%	38.7%	
知的障害	142	420	54	49	95	33	3	
			38.0%	34.5%	66.9%	23.2%	2.1%	
精神障害	75	231	54	13	48	15	11	
			72.0%	17.3%	64.0%	20.0%	14.7%	
	n	合計	金融機関	団体等の会議・催し	余暇活動	デイサービスなどの福祉施設	その他	無回答
全体	468	1697	128	201	257	90	95	19
			27.4%	42.9%	54.9%	19.2%	20.3%	4.1%
視覚障害	248	1036	99	171	152	26	54	10
			39.9%	69.0%	61.3%	10.5%	21.8%	4.0%
知的障害	142	420	6	24	85	39	28	4
			4.2%	16.9%	59.9%	27.5%	19.7%	2.8%
精神障害	75	231	22	6	19	25	13	5
			29.3%	8.0%	25.3%	33.3%	17.3%	6.7%

障害ごとに外出先を比較した場合、視覚障害者は公共機関等への外出が多いことが判る。8月という季節がら余暇活動が多いかと推測していたが、視覚障害者の場合は圧倒的に必要不可欠な外出が多い。

このことから視覚障害者は日常的に必要な不可欠な外出の為にガイドヘルパーを利用していると考えられる。

< その他具体的な意見 >

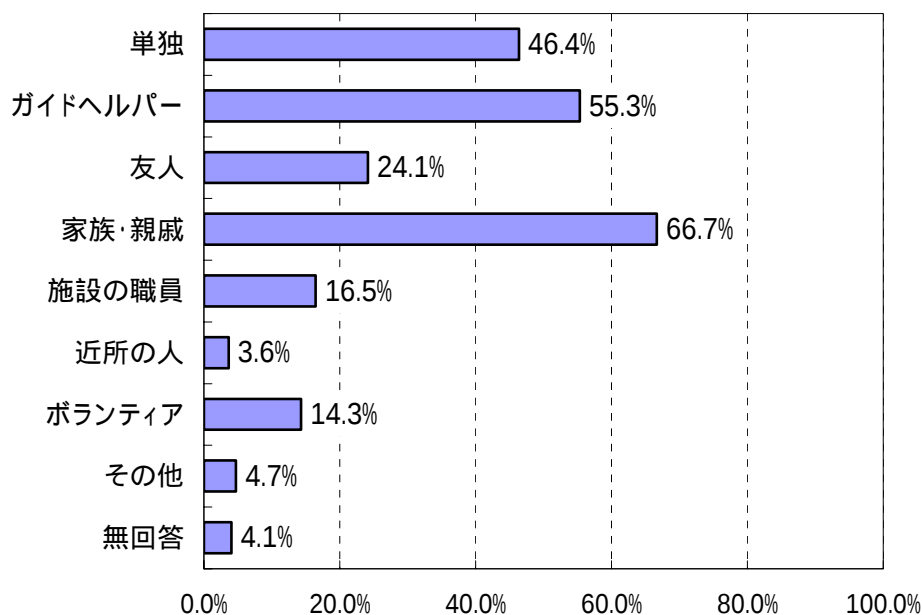
	回答数	比率
散歩・ウォーキング	11	11.6%
旅行	10	10.5%
作業所へ通所	7	7.4%
趣味(ボウリング・ドライブ・映画鑑賞・ゴルフの打ちっぱなし・川柳クラブ 社交ダンス 体カトレーニング・スイミングなど)	7	7.4%
田舎の実家(法事含む)	6	6.3%
地域活動・ボランティア	5	5.3%
図書館・美術館	4	4.2%
講習会・講演会・展示会等	4	4.2%
行事・イベントへの参加	4	4.2%
医療関係・お見舞い・面会	4	4.2%
クラブ・部会等の会合	3	3.2%
バックアップ施設での日中活動	3	3.2%
食事	2	2.1%
職場	2	2.1%

* その他具体的な意見では、主な意見を抜粋

問3 平成22年8月の外出は誰としましたか。

視覚障害者は高齢者が多いため、家族、ガイドヘルパーとの外出割合が多い。
視覚障害を有する高齢者に対するアプローチが必要である。

3 平成22年8月の外出相手



< 障害別の状況 >

	n	合計	単独	ガイドヘルパー	友人	家族・親戚	施設の職員	近所の人	ボランティア	その他
全体	468	1103	217	259	113	312	77	17	67	22
		235.7%	46.4%	55.3%	24.1%	66.7%	16.5%	3.6%	14.3%	4.7%
視覚障害	248	692	136	191	87	166	16	17	59	13
		279.0%	54.8%	77.0%	35.1%	66.9%	6.5%	6.9%	23.8%	5.2%
知的障害	142	269	31	63	10	106	42	0	5	6
		189.4%	21.8%	44.4%	7.0%	74.6%	29.6%	0.0%	3.5%	4.2%
精神障害	75	139	49	5	15	39	19	0	3	3
		185.3%	65.3%	6.7%	20.0%	52.0%	25.3%	0.0%	4.0%	4.0%

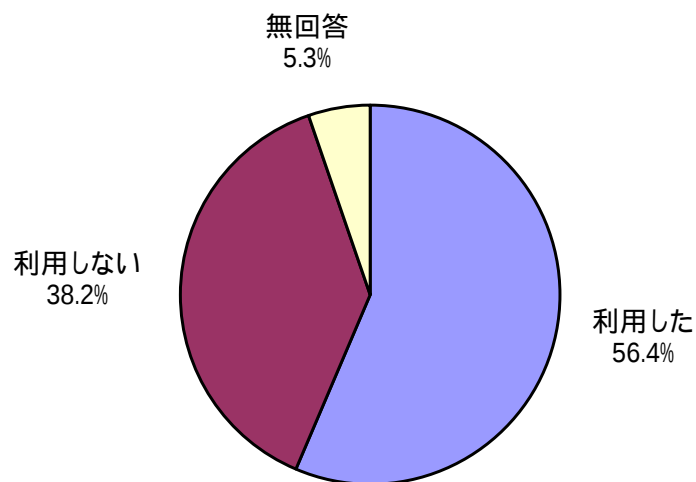
問4 ガイドヘルパーの利用に関して。

4-1 平成22年8月にガイドヘルパーは利用しましたか

ガイドヘルパーを利用しているが、利用時間が少なく、市町村により利用時間、外出先、早朝夜間等に制限がある。

さらに、派遣内容に制限があるのは、視覚障害者の真の社会参加を促進する制度になっていないものと思われる。

4-1 平成22年8月にガイドヘルパーの利用状況



< 障害別の状況 >

	n	合計	利用した	利用しない	無回答
全体	468	468	264	179	25
		100.0%	56.4%	38.2%	5.3%
視覚障害	248	248	193	47	8
		100.0%	77.8%	19.0%	3.2%
知的障害	142	142	63	73	6
		100.0%	44.4%	51.4%	4.2%
精神障害	75	75	8	56	11
		100.0%	10.7%	74.7%	14.7%

< 利用者の年齢別状況 >

	回答数	比率
10歳代	10	3.8%
20～30歳代	48	18.2%
40～50歳代	68	25.8%
60～64歳	57	21.6%
65歳以上	80	30.3%
無回答	1	0.4%
合計	264	100.0%

4 - 2 ガイドヘルパーの利用時間

一部の行政は移動範囲に制限を設けている。しかし他の自治体の要綱には明らかな締め付けは見られない。支給時間の十分な量、手続の簡便化、事業所における必要な体制の確保が必要であると推察される。

本来仕事の移動支援は労働で、通学等は教育分野ですべきところである。実際には手をつけていないのである。大きな問題は労働と福祉をどのようにリンクさせていくかである。

	回答数	比率
10時間未満	83	31.4%
10～20時間未満	57	21.6%
20～30時間未満	37	14.0%
30～40時間未満	29	11.0%
40～50時間未満	21	8.0%
50～60時間未満	6	2.3%
60～70時間未満	6	2.3%
70～80時間未満	9	3.4%
80～90時間未満	2	0.8%
90～100時間未満	1	0.4%
100～200時間未満	4	1.5%
200～300時間未満	0	0.0%
300時間以上	0	0.0%
無回答	9	3.4%
合計	264	-

< 障害別の状況 >

	n	合計	10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満
全体	264	233	140	37	29	21
		88.3%	53.0%	14.0%	11.0%	8.0%
視覚障害	193	164	80	30	27	21
		85.0%	41.5%	15.5%	14.0%	10.9%
知的障害	63	63	54	7	2	0
		100.0%	85.7%	11.1%	3.2%	0.0%
精神障害	8	6	6	0	0	0
		75.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%

* 回答数が10件以上の時間帯を抜粋

< 障害別・年齢別のガイドヘルパー利用状況 >

		n	合計	10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40～50時間未満
全体		264	227	83	57	37	29	21
			86.0%	31.4%	21.6%	14.0%	11.0%	8.0%
視覚障害	10歳代	1	1	1	0	0	0	0
			100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20～30歳代	6	5	4	1	0	0	0
			83.3%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	40～50歳代	54	45	13	11	9	7	5
			83.3%	24.1%	20.4%	16.7%	13.0%	9.3%
知的障害	60～64歳	52	46	17	6	9	7	7
			88.5%	32.7%	11.5%	17.3%	13.5%	13.5%
	65歳以上	80	61	7	20	12	13	9
			76.3%	8.8%	25.0%	15.0%	16.3%	11.3%
精神障害	10歳代	9	9	5	2	2	0	0
			100.0%	55.6%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%
	20～30歳代	38	38	20	13	4	1	0
			100.0%	52.6%	34.2%	10.5%	2.6%	0.0%
	40～50歳代	11	11	7	2	1	1	0
			100.0%	63.6%	18.2%	9.1%	9.1%	0.0%
精神障害	60～64歳	4	4	3	1	0	0	0
			100.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
精神障害	10歳代	0	0	0	0	0	0	0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20～30歳代	4	3	3	0	0	0	0
			75.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	40～50歳代	3	3	2	1	0	0	0
			100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
精神障害	60～64歳	1	0	0	0	0	0	0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

4 - 3 あなたの支給時間は何時間ですか

	回答数	比率
10時間未満	16	3.4%
10～20時間未満	47	10.0%
20～30時間未満	54	11.5%
30～40時間未満	43	9.2%
40～50時間未満	47	10.0%
50～60時間未満	38	8.1%
60～70時間未満	19	4.1%
70～80時間未満	11	2.4%
80～90時間未満	8	1.7%
90～100時間未満	1	0.2%
100～200時間未満	6	1.3%
200～300時間未満	2	0.4%
300時間以上	1	0.2%
無回答	175	37.4%
合計	468	100.0%

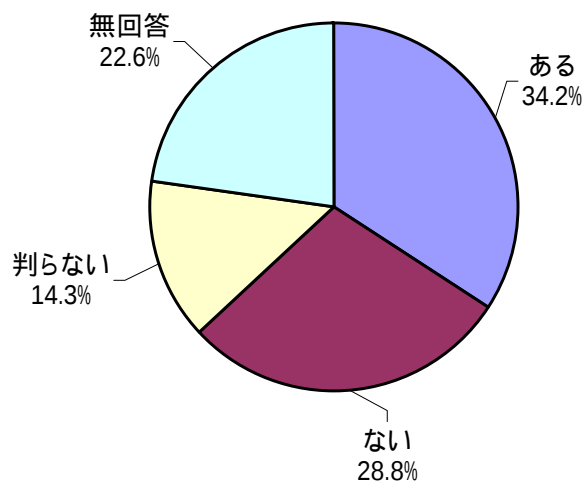
4 - 4 外出の利用時間に制限がありますか

視覚障害の外出の場合、制限があるとの回答が50％であることについては、視覚障害者はさまざまな状況の外出形態が多いため、制限がかかっているのではないかと考えられる。

これらの「制限がある」の回答は、視覚障害者の社会参加を制限しているものであると考えられる。

全ての市町村が制限を加えているわけでないため、こういった可・不可が地域間格差を広げる原因となっていると推測される。

4-4 外出の利用時間の制限

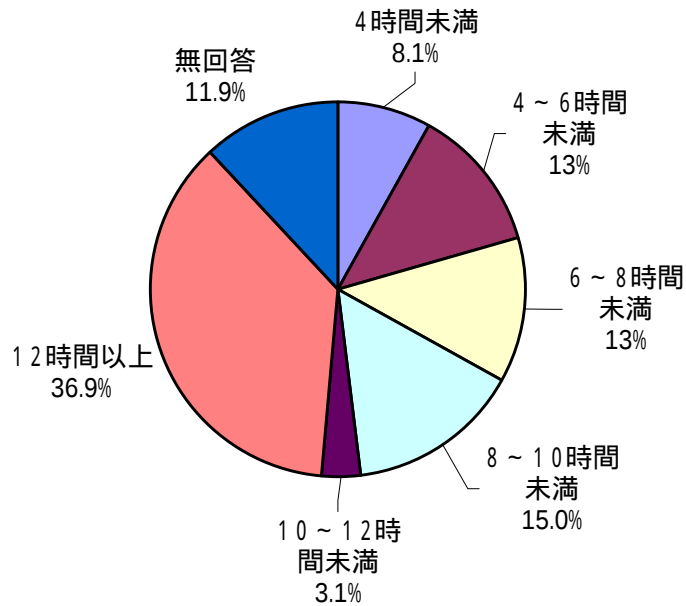


< 障害別の状況 >

	n	合計	ある	ない	判らない	無回答
全体	468	468	160	135	67	106
		100.0%	34.2%	28.8%	14.3%	22.6%
視覚障害	248	248	124	75	31	18
		100.0%	50.0%	30.2%	12.5%	7.3%
知的障害	142	142	35	39	24	44
		100.0%	24.6%	27.5%	16.9%	31.0%
精神障害	75	75	1	20	12	42
		100.0%	1.3%	26.7%	16.0%	56.0%

4 - 5 設けている場合、どれに該当しますか

4-5 設けている場合の制限時間枠

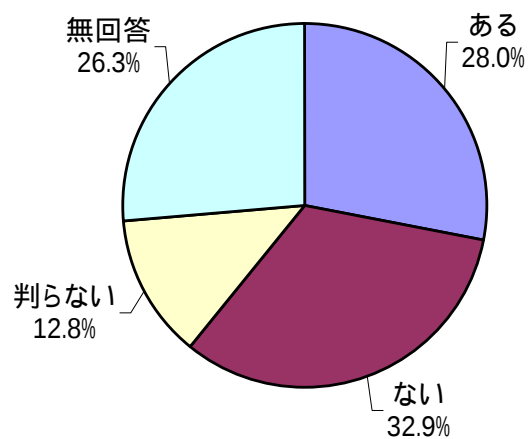


< 障害別の状況 >

	n	合計	4時間未満	4～6時間未満	6～8時間未満
全体	160	160	13	20	20
		100.0%	8.1%	12.5%	12.5%
視覚障害	124	124	2	11	17
		100.0%	1.6%	8.9%	13.7%
知的障害	35	35	11	8	3
		100.0%	31.4%	22.9%	8.6%
精神障害	1	1	0	1	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	n	合計	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間以上
全体	160	160	24	5	59
		100.0%	15.0%	3.1%	36.9%
視覚障害	124	124	22	5	50
		100.0%	17.7%	4.0%	40.3%
知的障害	35	35	2	0	9
		100.0%	5.7%	0.0%	25.7%
精神障害	1	1	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

4 - 6 行き先の制限はありますか

4-6 行き先の制限について

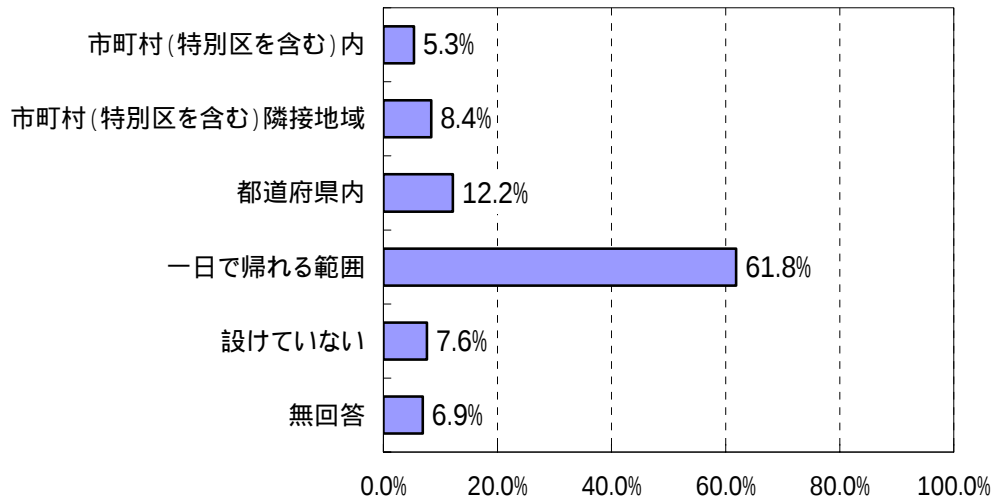


< 障害別の状況 >

	n	合計	ある	ない	知らない	無回答
全体	468	468	131	154	60	123
		100.0%	28.0%	32.9%	12.8%	26.3%
視覚障害	248	248	90	97	31	30
		100.0%	36.3%	39.1%	12.5%	12.1%
知的障害	142	142	36	37	24	45
		100.0%	25.4%	26.1%	16.9%	31.7%
精神障害	75	75	5	19	5	46
		100.0%	6.7%	25.3%	6.7%	61.3%

4 - 7 「ある」場合、外出先はどこまで認められていますか

4-7 「ある」場合の、認められる外出先



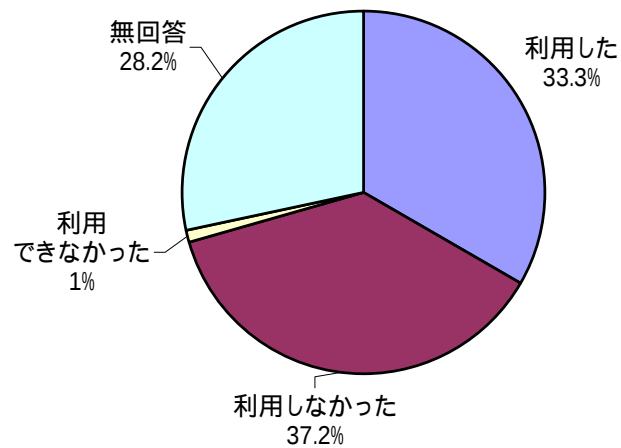
< 障害別の状況 >

	n	合計	市町村(特別区を含む)内	市町村(特別区を含む)隣接地域	都道府県内
全体	131	134	7	11	16
		102.3%	5.3%	8.4%	12.2%
視覚障害	90	93	6	6	13
		103.3%	6.7%	6.7%	14.4%
知的障害	36	36	1	5	3
		100.0%	2.8%	13.9%	8.3%
精神障害	5	5	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	n	合計	一日で帰れる範囲	設けていない	無回答
全体	131	134	81	10	9
		102.3%	61.8%	7.6%	6.9%
視覚障害	90	93	56	6	6
		103.3%	62.2%	6.7%	6.7%
知的障害	36	36	22	2	3
		100.0%	61.1%	5.6%	8.3%
精神障害	5	5	3	2	0
		100.0%	60.0%	40.0%	0.0%

4 - 8 利用時間帯について

4 - 8 - 1 今までに早朝の派遣（８時３０分前）について利用しましたか

4-8-1 早朝の派遣（８時３０分前）についての利用状況

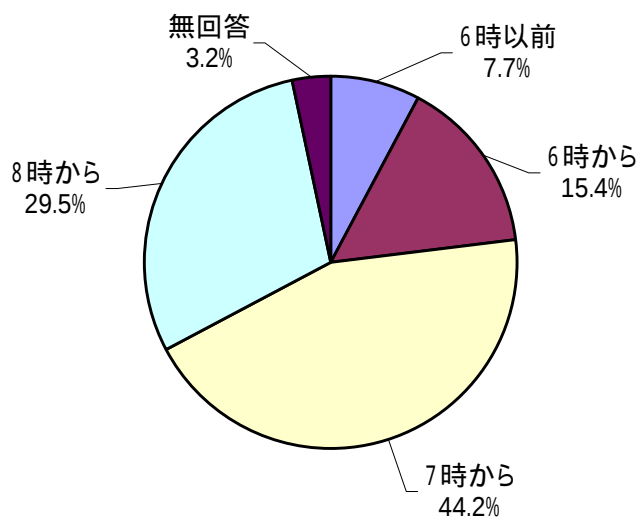


< 障害別の状況 >

	n	合計	利用した	利用しなかった	利用できなかった	無回答
全体	468	468	156	174	6	132
		100.0%	33.3%	37.2%	1.3%	28.2%
視覚障害	248	248	139	82	2	25
		100.0%	56.0%	33.1%	0.8%	10.1%
知的障害	142	142	17	74	2	49
		100.0%	12.0%	52.1%	1.4%	34.5%
精神障害	75	75	0	17	1	57
		100.0%	0.0%	22.7%	1.3%	76.0%

4 - 8 - 2 その時間帯はいつでしたか

4-8-2 その利用した時間帯

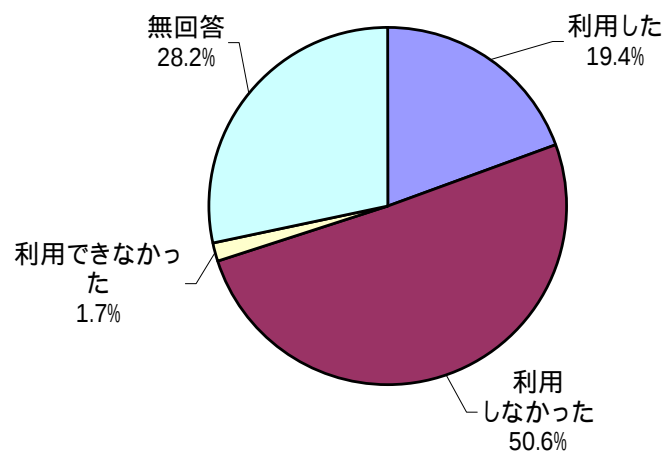


< 障害別の状況 >

	n	合計	6時以前	6時から	7時から	8時から	無回答
全体	156	156	12	24	69	46	5
		100.0%	7.7%	15.4%	44.2%	29.5%	3.2%
視覚障害	139	139	11	24	62	37	5
		100.0%	7.9%	17.3%	44.6%	26.6%	3.6%
知的障害	17	17	1	0	7	9	0
		100.0%	5.9%	0.0%	41.2%	52.9%	0.0%
精神障害	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

4 - 8 - 3 夜間の派遣（２０時以降）について利用しましたか

4-8-3 夜の派遣（２０時以降）についての利用状況

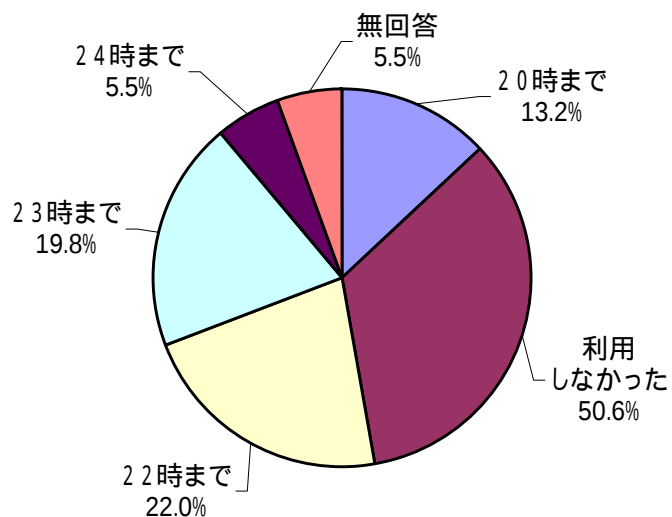


< 障害別の状況 >

	n	合計	利用した	利用しなかった	利用できなかった	無回答
全体	468	468	91	237	8	132
		100.0%	19.4%	50.6%	1.7%	28.2%
視覚障害	248	248	80	138	5	25
		100.0%	32.3%	55.6%	2.0%	10.1%
知的障害	142	142	11	81	1	49
		100.0%	7.7%	57.0%	0.7%	34.5%
精神障害	75	75	0	16	2	57
		100.0%	0.0%	21.3%	2.7%	76.0%

4 - 8 - 4 その時間はいつまででしたか

4-8-4 その利用した時間帯

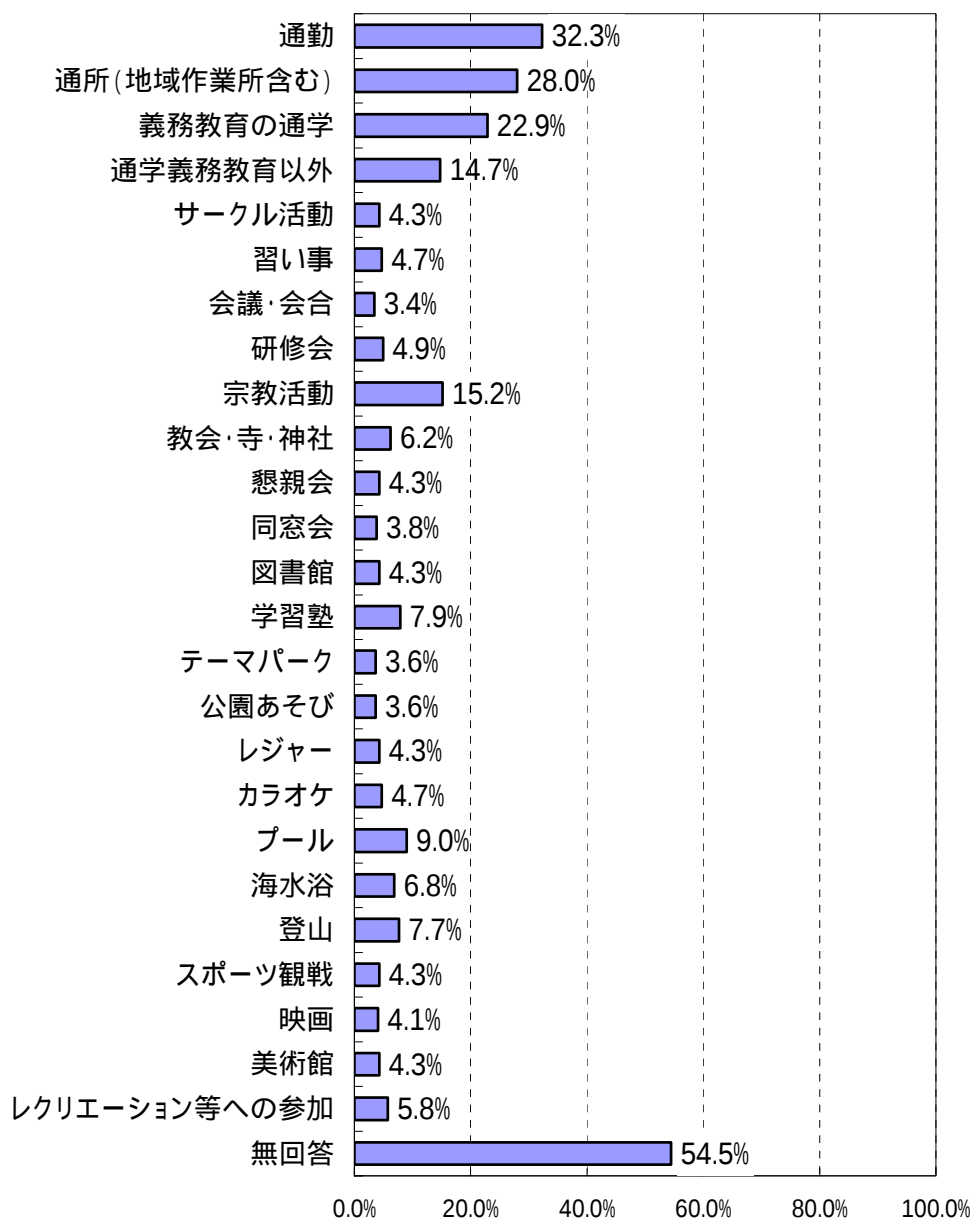


< 障害別の状況 >

	n	合計	20時まで	21時まで	22時まで
全体	91	91	12	31	20
		100.0%	13.2%	34.1%	22.0%
視覚障害	80	80	8	26	19
		100.0%	10.0%	32.5%	23.8%
知的障害	11	11	4	5	1
		100.0%	36.4%	45.5%	9.1%
精神障害	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	n	合計	23時まで	24時まで	無回答
全体	91	91	18	5	5
		100.0%	19.8%	5.5%	5.5%
視覚障害	80	80	17	5	5
		100.0%	21.3%	6.3%	6.3%
知的障害	11	11	1	0	0
		100.0%	9.1%	0.0%	0.0%
精神障害	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

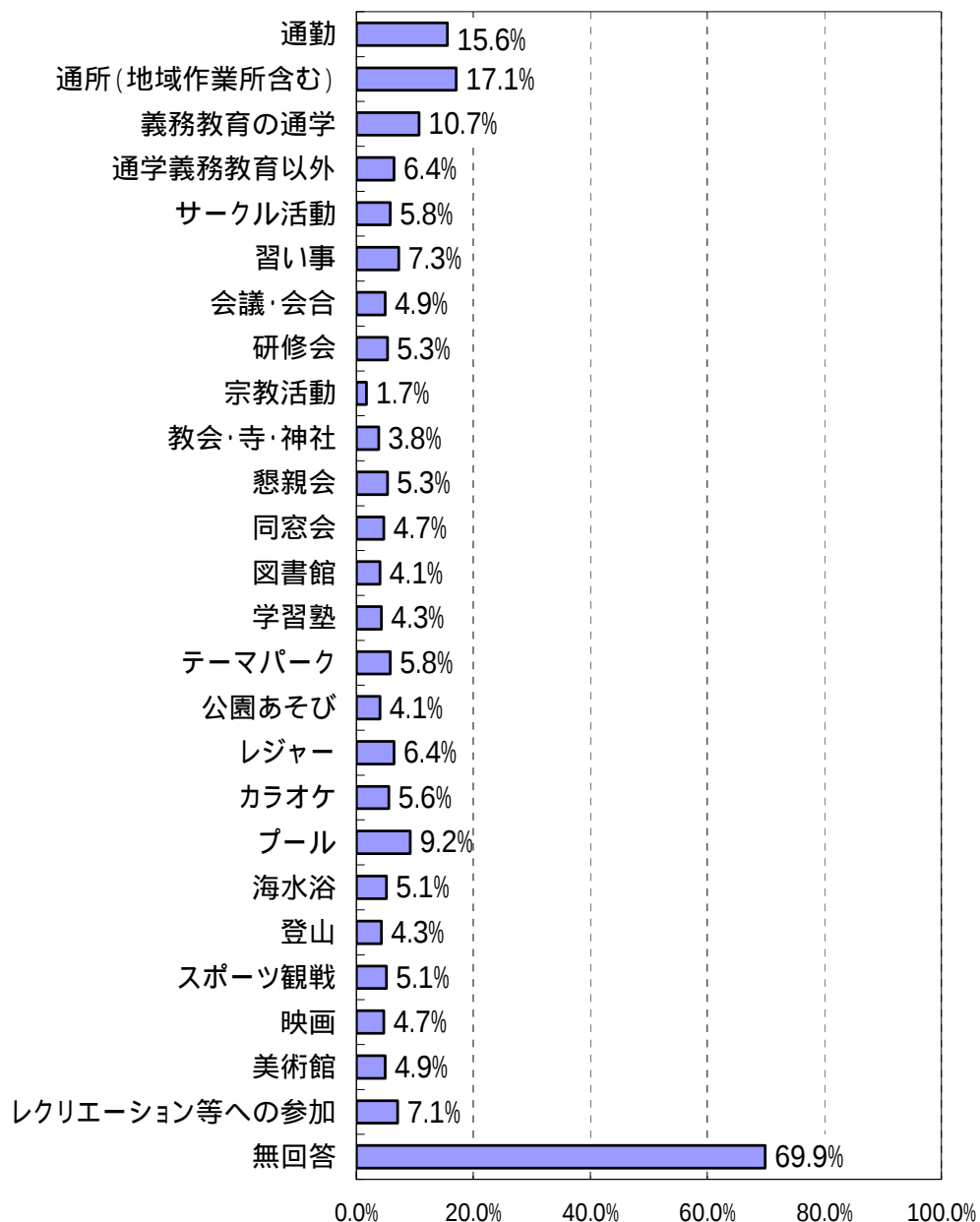
4 - 8 - 5 派遣の内容で認められていないもの

4-8-5 派遣の内容で認められていないもの



4 - 8 - 6 派遣を認めてほしいもの

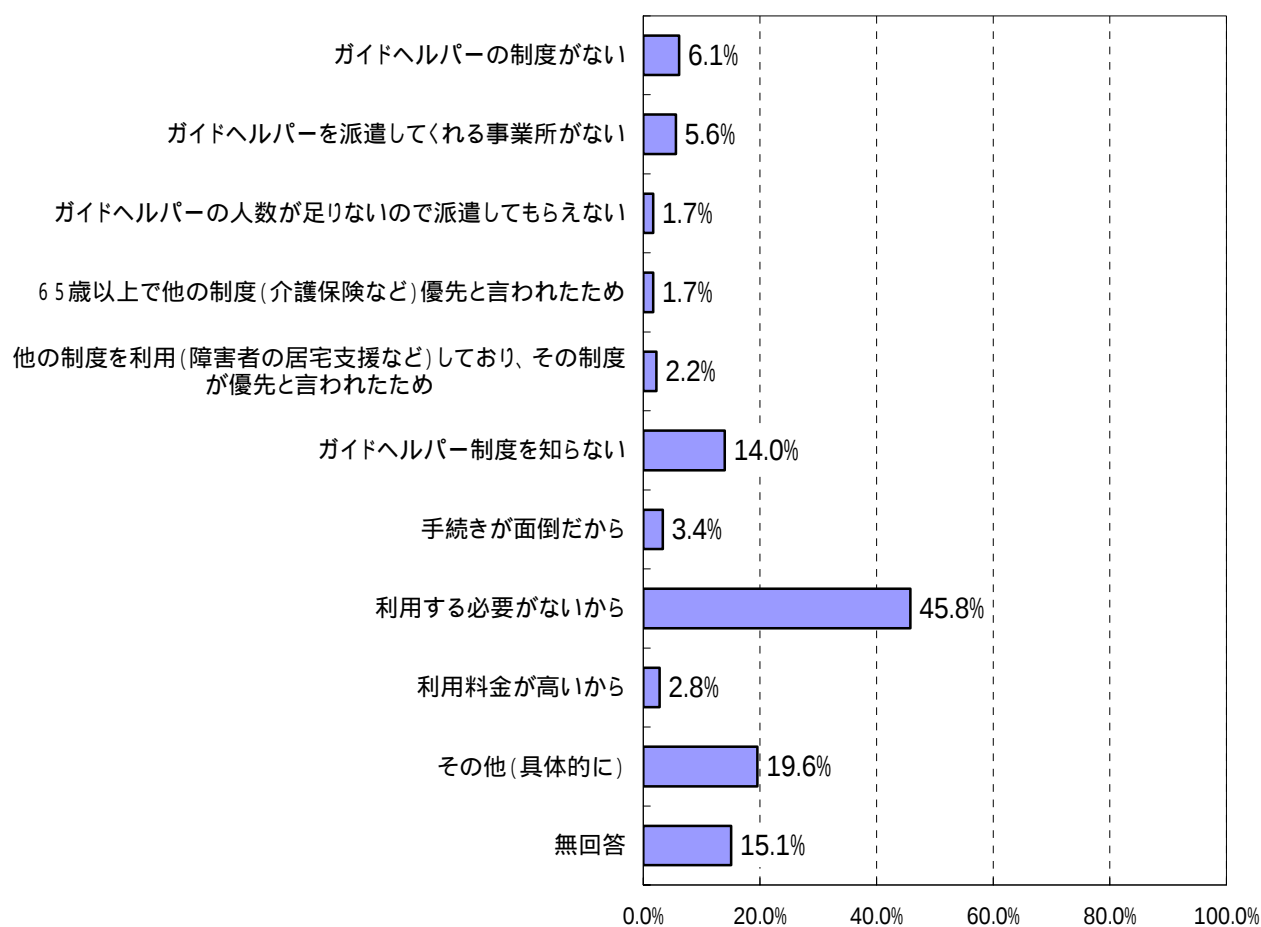
4-8-6 派遣をで認めてほしいもの



問5 平成22年8月にガイドヘルパーを利用していない方に伺います。

地域生活支援事業の必須事業に移動支援は指定されている、事業所がない地域においては行政が責務を果たすべきである。

5 平成22年8月にガイドヘルパーを利用していない人



問 6 利用料金。

6 - 1 平成 22 年 8 月分の利用料金はどのくらいでしたか

地元障害団体指導者の考え方と運動力、私鉄等交通機関の発達が影響しているものと推察される。

所得の算定が個人になったために所得の低い障害者の自己負担は軽減されている。納税者の段階的改善が行動の自由を保障するものとする。

通勤、営業、三療の往診については一部負担でも実施すべきである。

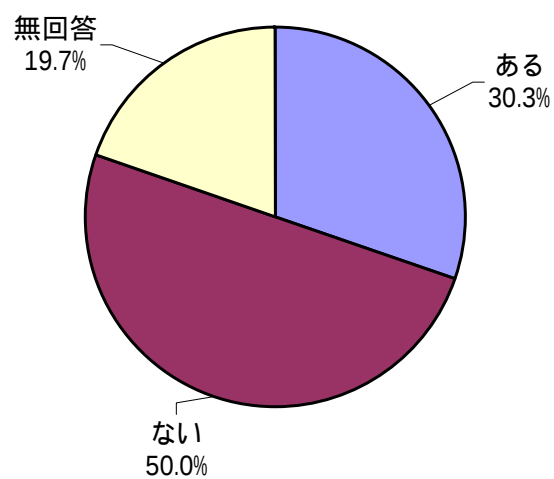
	回答数	比率
500円未満	15	3.2%
500～1000円未満	8	1.7%
1000～2000円未満	30	6.4%
2000～3000円未満	15	3.2%
3000～4000円未満	10	2.1%
4000～5000円未満	7	1.5%
5000～6000円未満	7	1.5%
6000～7000円未満	7	1.5%
7000～8000円未満	9	1.9%
8000～9000円未満	2	0.4%
9000～10000円未満	3	0.6%
10000円以上	13	2.8%
無回答	342	73.1%
合計	468	100.0%

問7 その他の制度について。

7 - 1 移動支援制度の他に、あなたの外出を支援している団体・組織はありますか

現制度でできないことを埋めてくれる移動支援サービスは貴重であり何らかの公的助成を実施することで育成を図るべきである。

7-1 移動支援制度の他に外出支援している団体・組織の有無



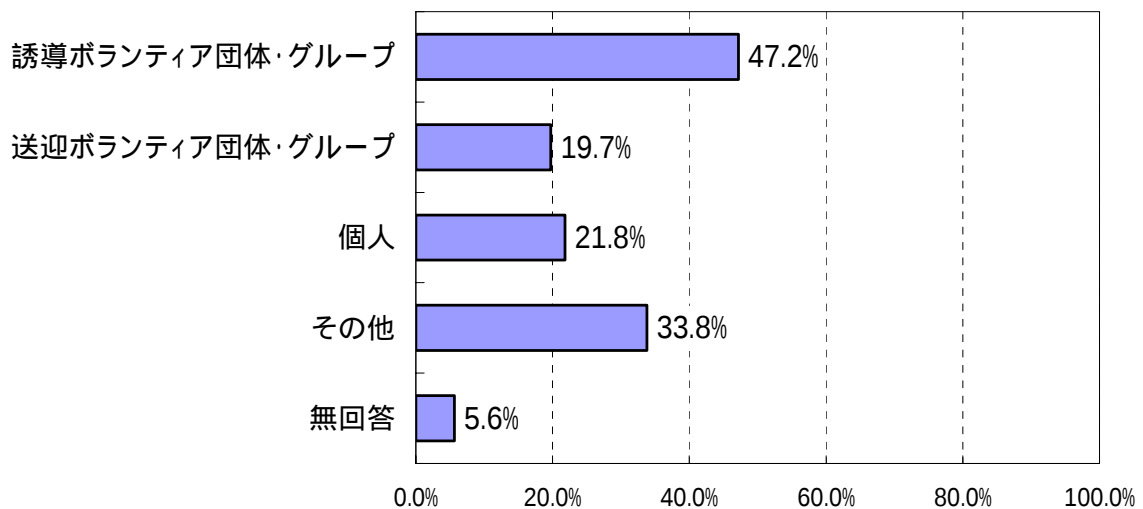
7 - 2 その団体、組織はなんですか

市町村が把握している支援団体のパーセンテージと当事者が利用しているパーセンテージのギャップについては市町村が障害者の支援をしている団体の把握ができていないためであると考えられる。

フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスとのよりよい調和を図ることで、障害者の外出がより有効な物となることを期待している。

反面インフォーマルなサービスがフォーマルで行われているサービスまで行ってしまうと制度が利用されなくなり問題が生じる危険性を含んでいることを支援する団体は考える必要がある。

7-2 その団体、組織は



まとめ

調査に関する報告は以上であるが、これを分析し、地域格差を解消していくために何をすべきかについては、それぞれの自治体に任せたいと考える。

今までの調査は視覚障害者を主体として行ってきたが、今回は知的障害者、精神障害者の移動支援についても調査したため貴重なデータが収集されたと考えている。

残念なのは全身性障害者に対して調査が出来なかったことであり、これらの障害も含めるともっとさまざまな分析が出来るのではないかと考えている。

この調査で明らかとなった問題点をあげると、自治体の要綱による格差は目立ってこない。また、障害者全体への調査でも地域的な格差が大きいとは言えない。今回は自治体と視覚障害者、知的障害者、精神障害者への調査を実施した結果「地域間格差」に関して目立った点はみられなかった。このことから中間に立っている「事業所」の存在が地域間格差を生み出しているのではないかと考えている。

今回の調査から、模範的な要綱をはじめとする各種の書類を整備し、特に運営要綱について、視覚障害者をはじめとする各種障害者のニーズに応えられるようなものを作成し、障害者の外出及び社会参加を保障して行くことが重要であると考えている。

今年10月から実施される「同行援護」に関しても制度上いろいろな場面での外出が保障され、移動支援との併用が可能になったとしても「事業所」が視覚障害者をはじめとする各種障害者のニーズにこたえられるかどうかは課題となると言える。また、ガイドヘルパーの資格についても、その資格要件を明確にし、資格制度を確立することこそが安全かつ快適な移動や情報提供がなされるものと期待している。

ここで提案した内容は十分にそうした要請にこたえうるものであり、視覚障害者と自治体の中間に立つ事業所の尽力を期待するものである